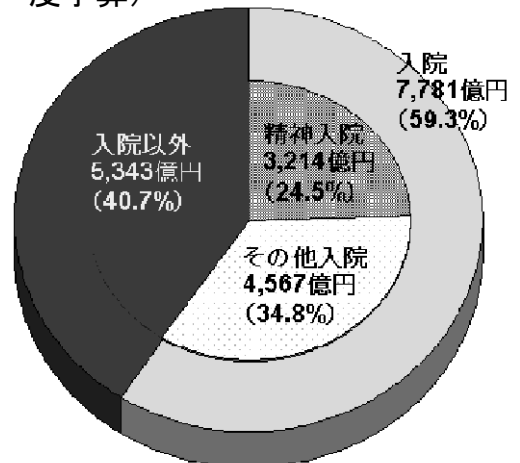


本当にそれで解決するの？

生活保護の医療費(一部)自己負担問題を考える

「評判の悪い生活保護については、何か手をつけないと消費税増税への国民の理解が得られない」という理由で、非常に強引に生活保護受給者の医療費一部自己負担導入が決められようとしています。しかし実は医療扶助費の6割近くの約8000億円が入院費であり、約25%の3000億円が精神医療入院費であることは、あまり知られていません。医療扶助費の効率化を考える際、自己負担導入で問題が解決するのか、実態に即して考える必要があります。鬱積するフラストレーションが「弱者たたき」に向かいやすい現在、冷静な議論を行いたいと思います。

医療扶助費の内訳(平成19年度予算)



【日時】 3月13日(火)18:30~20:00

【場所】 航空会館 7階 701+702会議室

【司会進行】 大塚 敏夫(中央労福協事務局長、生活底上げ会議共同代表)

【発言】

○門屋 充郎(日本相談支援専門員協会代表、
NPO法人十勝障がい者支援センター理事長)

○湯浅 誠(反貧困ネットワーク事務局長、
NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局次長)

○鈴木 隆一(当事者団体「オアシスの会」)

【閉会挨拶】 尾藤 廣喜(生活保護問題対策全国会議代表幹事、弁護士
生活底上げ会議共同代表)

主催: 人間らしい労働と生活を求める連絡会議(通称「生活底上げ会議」)

ユーストリーム中継 <http://www.ustream.tv/channel/hanhinkon>

発言趣旨 & 資料目次

○門屋 充郎(日本相談支援専門員協会代表、 NPO法人十勝障がい者支援センター理事長)

日本の精神医療は、入院治療に偏りすぎていて、それが多くの弊害をもたらしています。障害者の地域生活移行は、以前から国の方針として掲げられながら、十分な成果を挙げていません。理由の一端は、地域生活の困難さにあると言われる。しかし、適切な相談支援体制があれば、それは十分に可能です。実践的裏づけのあるデータに基づいて、精神障害者の地域生活移行が可能であり、それによって医療費自己負担導入などしなくても、生活保護の医療扶助費を減らすことは可能であることを示します。

資料 (パワーポイント)

1～12頁

○湯浅 誠(反貧困ネットワーク事務局長、 NPO法人自立生活サポートセンター・もやい事務局次長)

橋下大阪市長や一部の国会議員が強硬に主張している医療費自己負担導入は、そもそも実務的に可能なのでしょうか。むしろ実務的な検証なく、「何かしなければ」という焦りと勢いだけで突き進んでいるように見えます。その結果が現場の混乱で終わることは明らかです。ムードに流された弱者叩きほどおそろしいものではありません。国会議員やマスコミの方たちには、冷静で実のある政策論議を求めたいと思います。

レジメ

13頁

資料 1	日本再生の基本戦略 (抜粋) H23.12.24閣議決定	14～19頁
資料 2	自民党「政策ビジョン」 H24.2.24	20～24頁
資料 3	全国福祉事務所長会議資料 (2008年4月23日)	25～30頁
資料 4	福祉行政報告例 (平成23年12月分) 最新版	31～33頁
資料 5	第58回医療扶助実態調査 (2010年)	34～37頁

○鈴木 隆一(当事者団体「オアシスの会」)

これまで、14、5回の入退院を繰り返しています。病院は医療を受けて蘇生するところ、地域が僕の住むところです。地域での暮らしは困難もありますが、でも自分でその都度悩み、考えながら生きているのはいいことです。その暮らしには生活保護は命綱のようなもの。その命綱が切れてしまったら、また病院に戻るしかなくなります。

【主催】 人間らしい労働と生活を求める連絡会議 (生活底上げ会議)

団体紹介 38頁

連絡先：中央労福協・北村 TEL 03-3259-1287

〒101-0052 千代田区神田小川町3-8 中北ビル5階

精神医療の実態と生活保護者の医療費についての私見

NPO法人日本相談支援専門員協会

代表 門屋充郎

NPO法人(北海道)十勝障がい者支援センター理事長

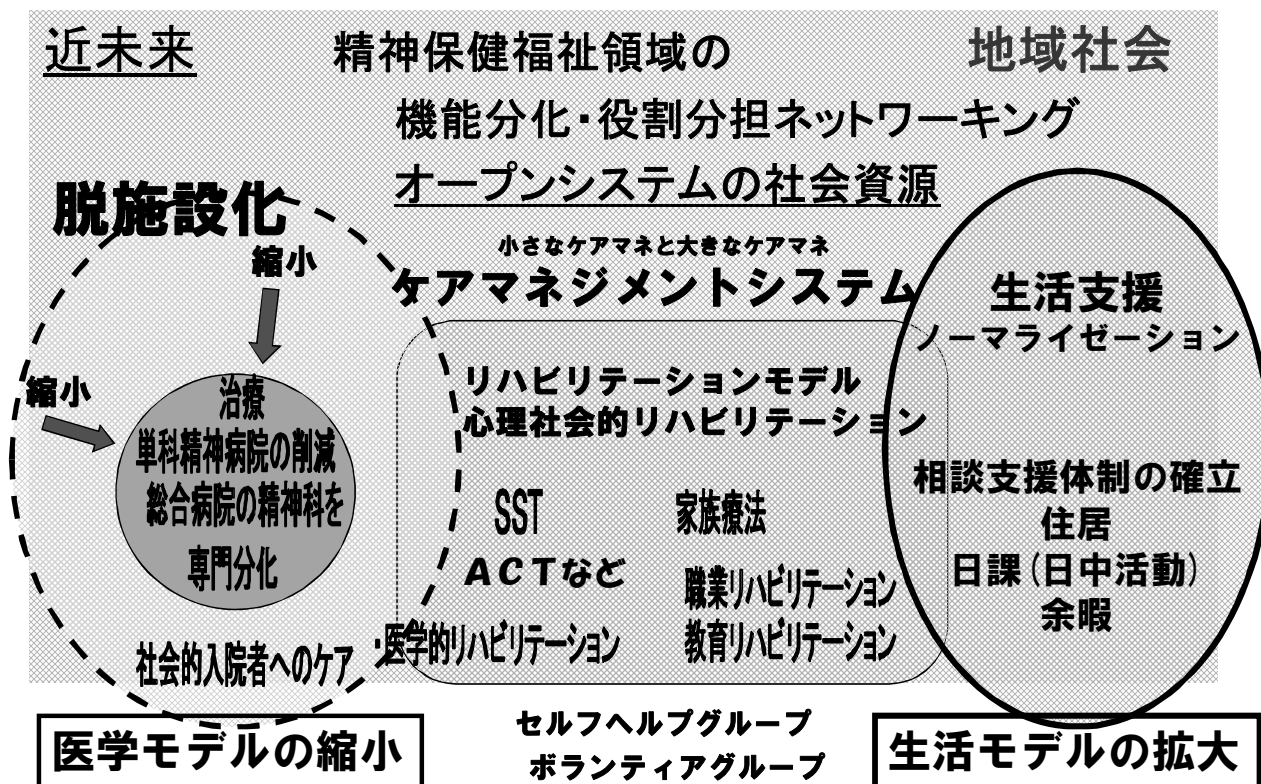
私はソーシャルワーカー 40年間の **活動理念**

精神障害者の退院支援・地域生活支援を40年以上行ってきた

- **支援の基本 生活の三層構造を満たす 生活(社会モデル)**
 - 1) 「命」＝医学モデルによる対応
良質な医療を求めて
 - 2) 「暮らし」＝心理・社会的存在へのかかわり
 - 3) 「生きがい」＝その人らしさ
人としての哲学的・宗教的高みへ向かう
- **具体的に どんな人にも 3つの『いき場』が必要**

・生き場＝安心の基地＝家	住	居
・行き場＝日々目的のある暮らし	日	課
・活き場＝解放された時間と空間＝自由	余	暇

PSWとして描いた日本における
精神保健福祉活動の現在と近未来



1982年住居資源を創った時から

- 私たちの作った下宿(16人)に対して生活保護担当者は施設扱いとして住宅扶助の対象外と理解
- 現場を視てもらい住宅として認知 生活保護で生活できる社会資源開発を続けた
- 入院医療扶助から地域生活の生活扶助等に変えることにより、自治体の負担が軽減されることを訴え、加えて国保負担も軽減される試算を提出し、交通費助成制度や共同住居補助金制度、医療費自己負担補助などの請願を行う。
- 地域にケア・センターを創るための施設整備及び運営費自己負担分を自治体が負担する支援などが行われた。
- その他自治体が負担する間接補助金(作業所・共同住居等)に協力的に取り組む。

入院医療扶助の約1/4の費用で地域生活が可能であること。国保に関しても試算結果的に市町村負担は軽減された。

地域ケアが充実すると入院施設は少なくてすむ 十勝の精神科病床の変化

開設年	病院名	過 去	現 在
• 1953年	道立緑ヶ丘病院	270床	187床
• 1964年	国立十勝療養所	150床	100床(帯広HP)
• 1965年	柏林台病院	127床	0床(閉院)
• 1965年	帯広厚生病院	106床	70床(総合HP)
• 1966年	帯広協会病院	78床	0床(総合HP)
• 1969年	大江病院	181床	154床
		1,012床	511床

970床が長く続いた。外来クリニックは5ヶ所
 1996年から減少 2007年7月に540床に 2011年6月511床
 病床利用率80%程度 実質万対13人前後 将来は150床に
 訪問看護とケアマネの展開 ACTチームが2つによって重症者50名
 ほどを支援 医療と地域生活支援の連携システムがある。

入院医療を縮小し地域生活支援を行うと費用対効果も

日本・帯広・マディソン・トリエステ

	日本	帯広	Ma	To
病床数	27	13	4	1
入院日数	301	150	6	数日
中心機関	HP	HP	MHC	MHC
		+生活支援		
中心の場	医療	医療	地域	地域
		+地域		
地域移行	これから	少し	ほとんど	全て
医療の地域化	不十分	小さなACT	MHC+ACT等	MHC等

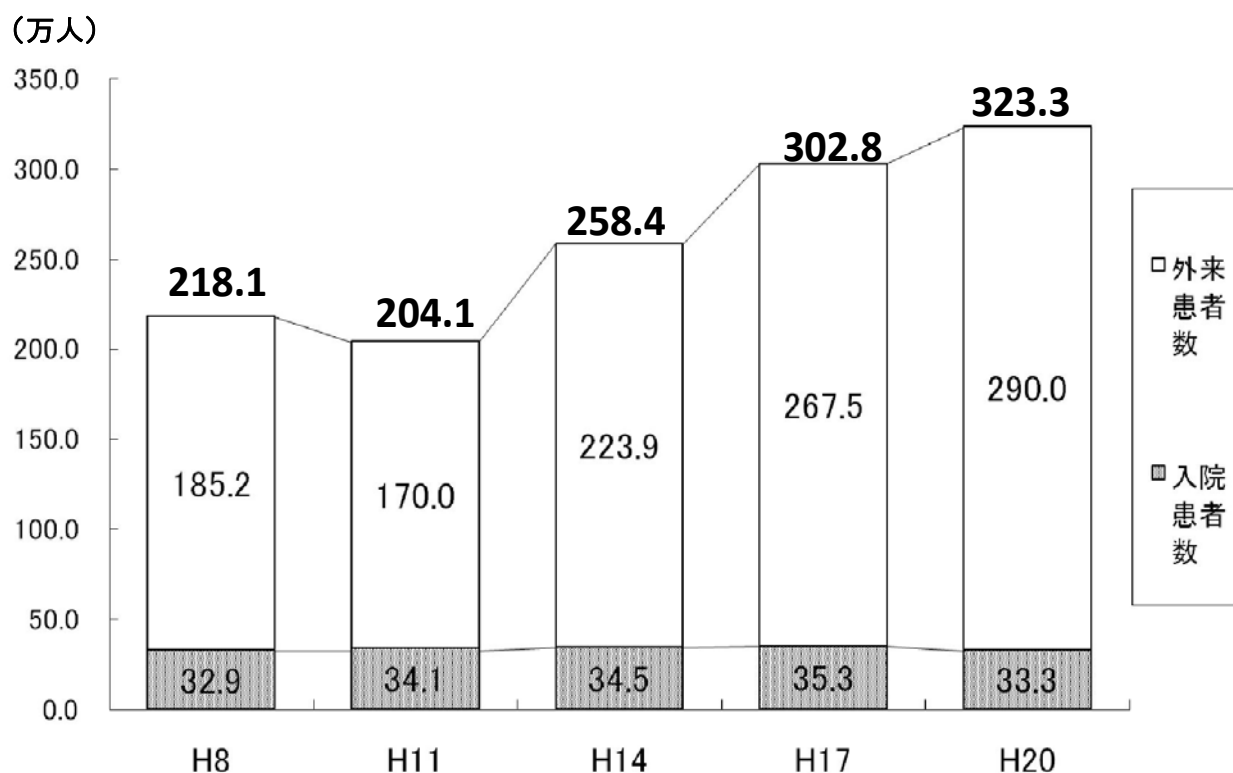
日本の精神医療

社会的入院は人権侵害ではないか

(5疾患となって国民の疾患対策となった精神疾患)

精神障害者の現状

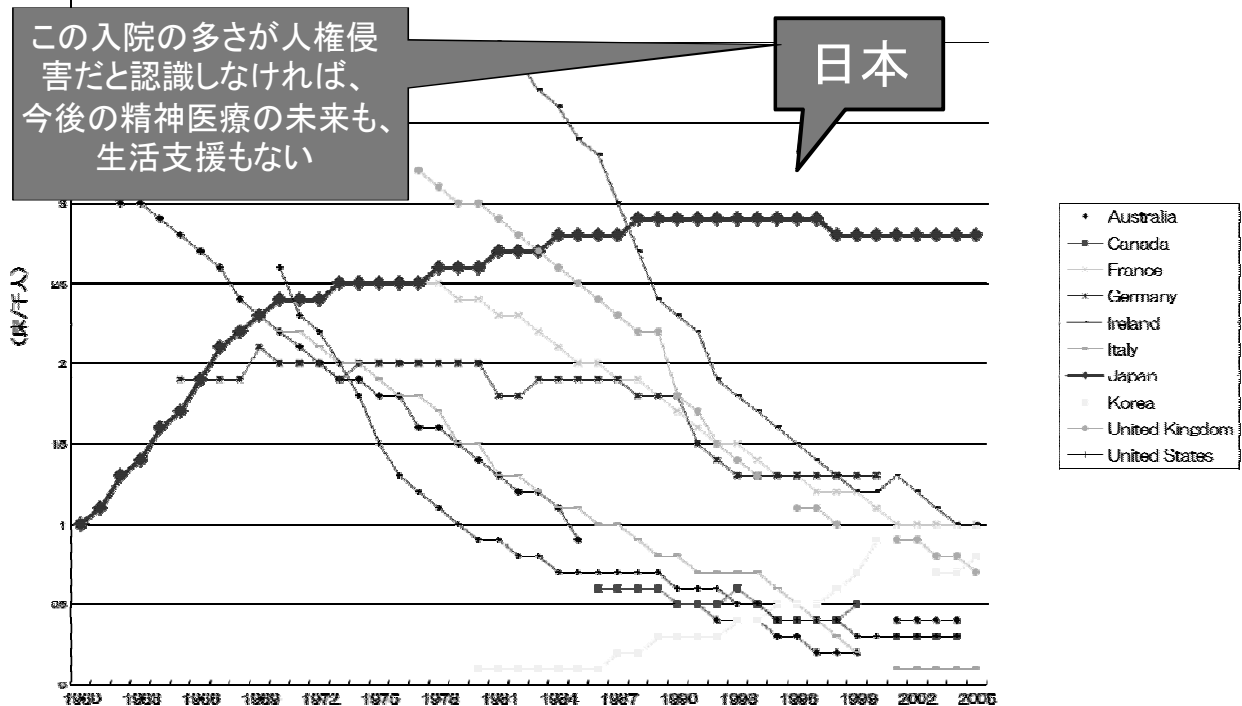
精神疾患の患者数 (医療機関にかかっている患者)



資料：患者調査

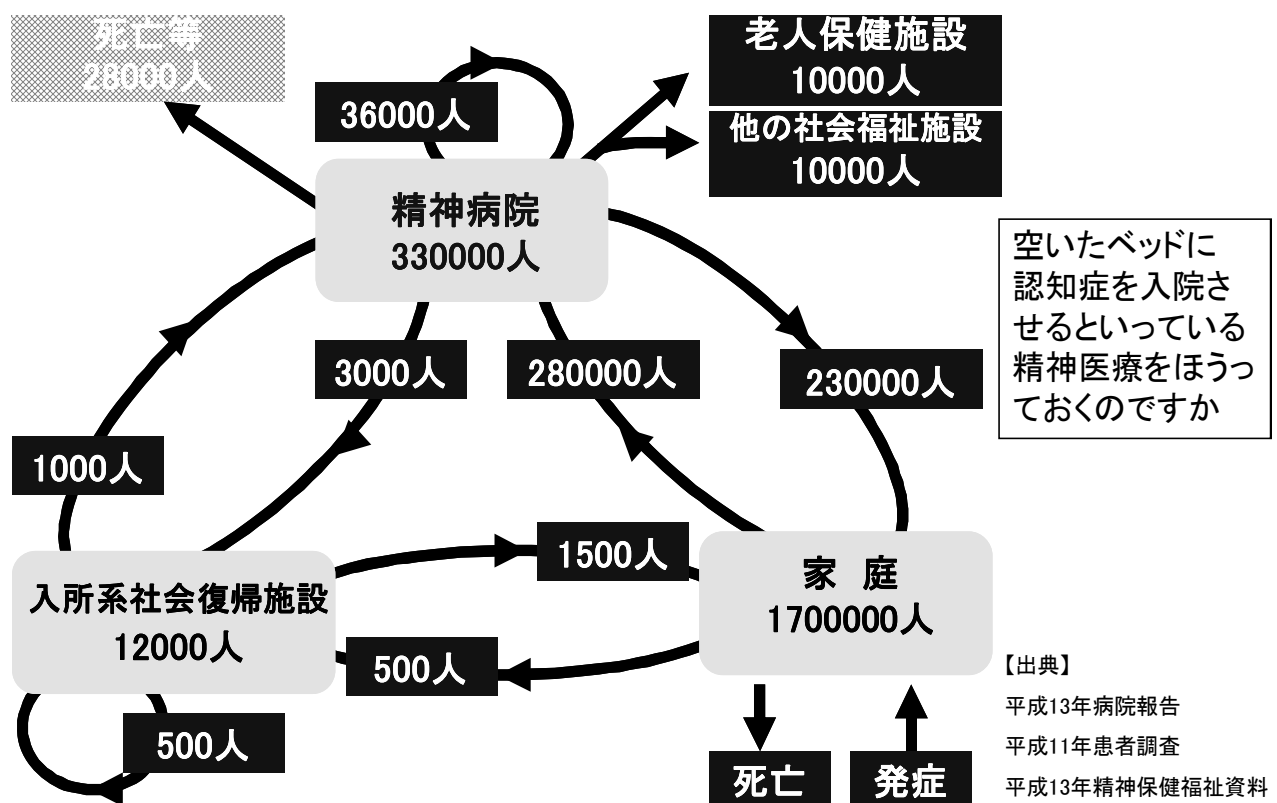
病床数（諸外国との比較）世界は脱施設化

日本/人口万対病床数 全国:27 北海道:35.4 十勝:14
 平均在院日数 全国:301日 北海道:315日 十勝:143日



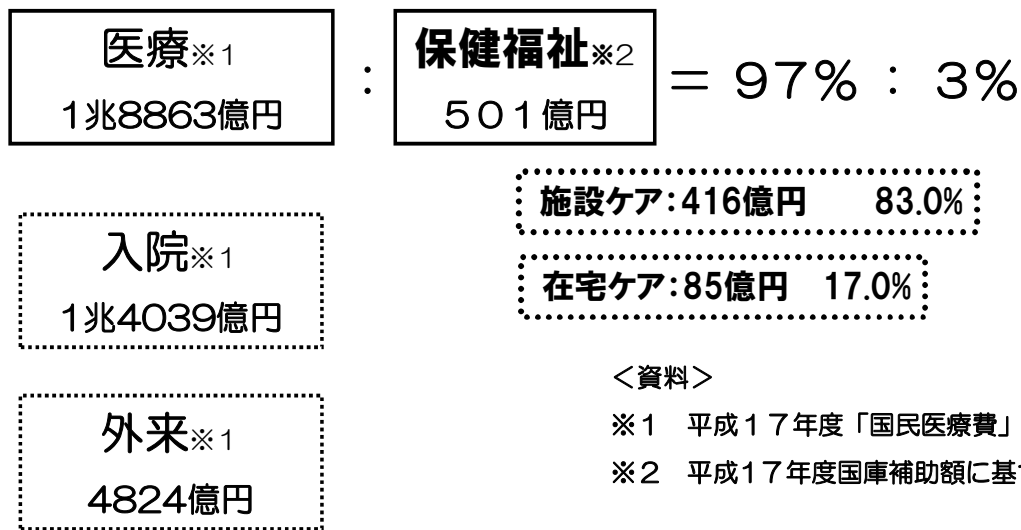
資料：OECD Health Data 2002（1999年以前のデータ）
 OECD Health Data 2007（2000年以降のデータ）

患者動向の概略



精神保健医療福祉の関係費用

この財源配分はおかしい



諸外国の財源比率 医療:地域=15~40%:85~60%

統計から予測できる実態

厚労省の資料から (医療の質を問う)

- 平成22年6月30日調査などから
- 精神科病床数 348, 130床
- 入院患者数 311, 270人
- 65歳以上の入院者数 48.3% 150, 457
- 入院期間

20年以上	12.3%	38, 525
10年以上	11.8%	36, 831
5年以上	15.5%	43, 369
- 任意入院者 206, 209 終日閉鎖 40.7%
- 医療保護入院者 115, 297 終日閉鎖 71.0%

未だこのような考えが堂々と

日精協誌 巻頭言 第31巻 第1号 2012年1月

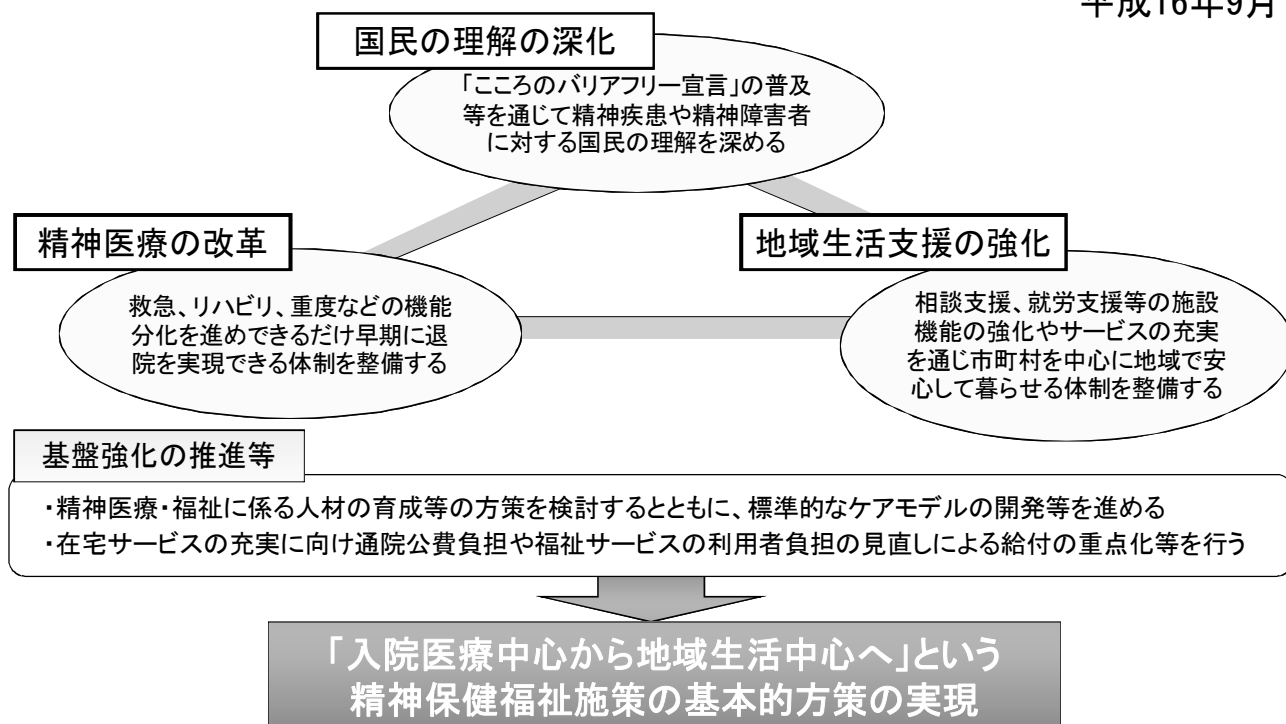
(一部抜粋)

- 数年前より、欧米を中心に精神科医療の現状を視察し、関係者と話し合っ
てわかったことは、海外では日本の精神科医療の現状が正しく理解されて
いないということでした。35万床の精神科病床数だけが強調され、しかも精
神科病院における患者の処遇は、脱施設化前の欧米の精神科病院、つまり
大規模入院施設で刑務所もどきの処遇がいまも行われているといった偏見
に満ちたものでした。この偏見を助長したのは、日本の精神科医療につい
て歪曲化して発言をしている確信犯の原理主義者、外国力ブれの学者、精
神科病院を非難することで生活の糧を得ているといった人たちで
す。……………馬鹿の一つ覚えのように「地域
移行」「平均材日数の短縮」「入院抑制」を推進すれば、過鎮静にして在宅
で看るといった欧米型の精神医療に追い込まれ、……………欧米の轍を
踏まないように、……………日本の精神科医療は世界一だ……………

精神保健福祉施策の改革ビジョンの枠組み

精神保健福祉施策について、「入院医療中心から地域生活中心へ」改革を進めるため、
①国民の理解の深化、②精神医療の改革、③地域生活支援の強化を今後10年間で進める。

平成16年9月



※上記により、今後10年間で、受入条件が整えば退院可能な者約7万人について、解消を図る。

精神医療の向

～「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」報告書（座長：樋口輝彦 国立精神・神経センター）～

「精神保健医療福祉の改革ビジョン」（平成16年9月から概ね10年間）の中間点において、
後期5か年の重点施策群の策定に向け、有識者による検討をとりまとめ【平成21年9月】

- ◎ 精神疾患による、生活の質の低下や社会経済的損失は甚大。
- ◎ 精神障害者の地域生活を支える医療・福祉等の支援体制が不十分。
- ◎ 依然として多くの統合失調症による長期入院患者が存在。これは、入院医療中心の施策の結果であることを、行政を含め関係者が反省。

- 「改革ビジョン」の「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念の推進
- 精神疾患にかかった場合でも
 - ・質の高い医療
 - ・症状・希望等に応じた、適切な医療・福祉サービスを受け、地域で安心して自立した生活を継続できる社会
- 精神保健医療福祉の改革を更に加速

精神医療体制の

- 地域医療の拡充、入院医療の急性期への重点化など医療体制の再編・拡充

- 人員の充実等による医療の質の向上

- 地域生活を支える障害福祉サービス、ケアマネジメント、救急・在宅医療等の充実、住まいの場の確保

地域生活支援体制の強化

精神医療の質の向上

- 薬物療法、心理社会的療法など、個々の患者に提供される医療の質の向上

- 患者が早期に支援を受けられ、精神障害者が地域の住民として暮らしていけるような、精神障害に関する正しい理解の推進

普及啓発の重点的実施

目標値

- 統合失調症入院患者数を15万人に減少<H26>
- 入院患者の退院率等に関する目標を継続し、精神病床約7万床の減少を促進。

- 施策推進への精神障害者・家族の参画

地域と拠点とする共生社会の実現

事業実績 7.2万人退院目標は

	実施自治体数	全圏域数	実施圏域数	実施圏域数／全圏域数	事業対象者数（人）	退院者数（人）
平成15年度	16(含指定都市1)	—	—	—	226	72
平成16年度	28(含指定都市3)	—	—	—	478	149
平成17年度	29(含指定都市5)	—	—	—	612	258
平成18年度	26都道府県	385	148	38.40%	786	261
平成19年度	42都道府県	389	236	60.70%	1,508	544
平成20年度	45都道府県	386	295	76.40%	2,021	745
平成21年度	47都道府県	372	309	83.06%	2,272	790

※1：平成15～17年度まではモデル事業、平成18～19年度までは、精神障害者退院促進支援事業として実施。

平成20～21年度については、精神障害者地域移行支援特別対策事業として実施。

※2：退院者数については、当該年度内に退院した者の数であり、年度を越えて退院した者の数は、含まれていない。

地域移行は3つの柱が必要

- 入院者の地域移行 7万人から20万人
(退院基準の再検討)
- 財源の地域移行(平成17年度) 試算すると
入院費用は1兆4039億円から2940億～8400億円の減額となり1兆1099億円から5639億円となる。
外来費用は4824億円から125億から356億円増え4949億から5180億円となる
- 医療費総体は1兆8863億円が1兆6048億円から1兆0819億円となる
- この結果2815億円から8044億円削減され、この一部を保健福祉財源とする。
現在501億円から少なくとも10倍の地域予算が可能
- 人材の地域移行 精神科医 看護師 精神保健福祉士など

生活保護費の試算

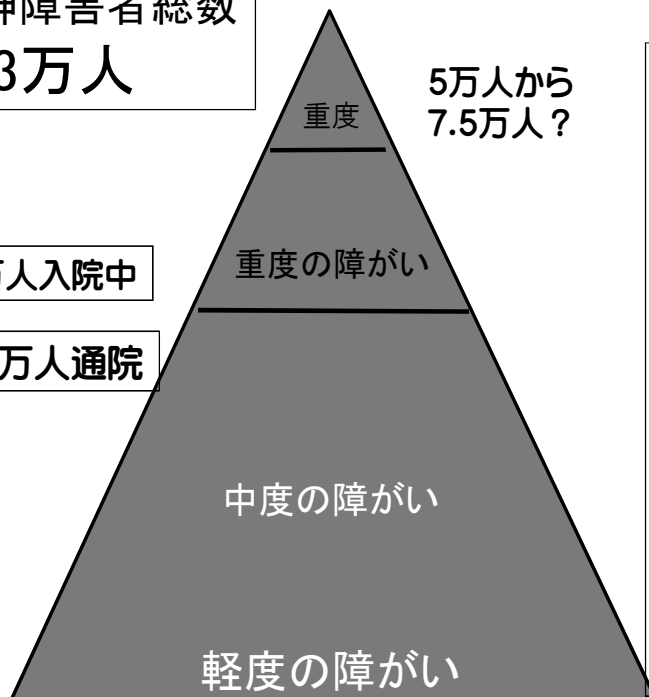
- 退院促進支援目標は約14,000人
- 入院医療扶助費約510万円/年
- 年間医療扶助費 714億円
- 地域生活の保護費(通院医療費含み)
- 150万円？ とすると 210億円
- 504億円の軽減？

仮説:精神障がい者の地域生活支援

精神障害者総数
323万人

34万人入院中

289万人通院



ACTの対象=全人口の1%×40～60%

ACT(包括的生活支援サービス)
支援型住居・食事・入浴・・・
短期入院の活用

ACT+訪問型生活支援+通所型資源
短期入院 心理・社会的リハビリ
テーションプログラム 就労IPS

通院+通所+一般資源+一部訪問型
一部IPSなど

通院+一般生活資源+就労

精神障害者への誤解・偏見を取り除くと支援が可能

新たな取組5

退院や地域での定着をしっかりとサポートするための、
地域移行支援、地域定着支援の創設

- 改正障害者自立支援法の施行に伴い、
 - ・ 入院中から、住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」
 - ・ 地域生活している者に対し、24時間の連絡相談等のサポートを行う「地域定着支援」
- の創設により、退院や地域での定着の支援体制を充実。

精神科病院と地域相談・継続相談と地域移行・地域定着の連携

地域移行支援・地域定着支援の創設

◆地域移行支援

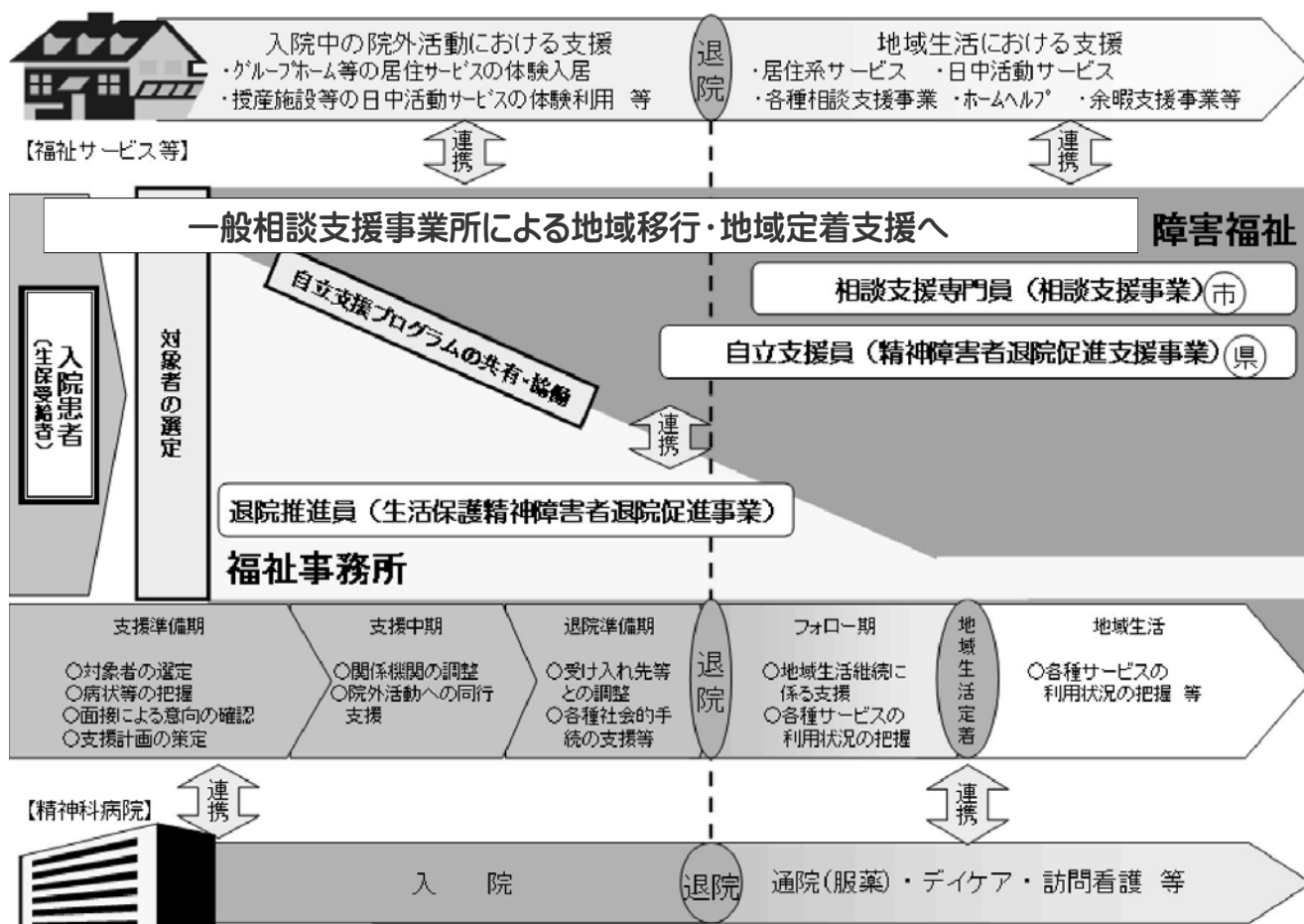
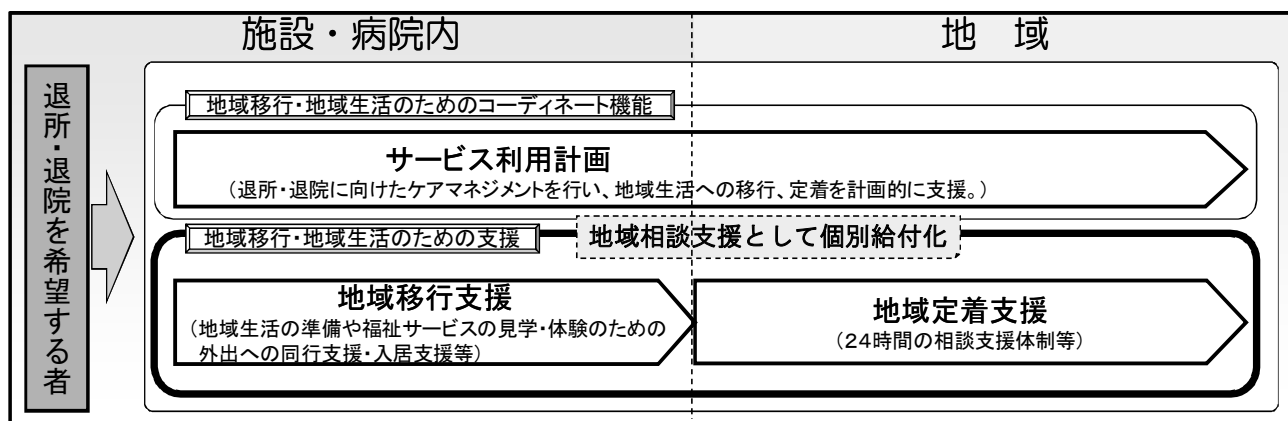
施設や病院に長期入所等していた者が地域での生活に移行するためには、住居の確保や新生活の準備等について支援が必要。

→ 現行の「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」(補助金)で行われているもの(地域移行推進員の活動)と同様の事業を障害者自立支援法に基づく個別給付に。

◆地域定着支援

居宅で一人暮らししている者等については、夜間等も含む緊急時における連絡、相談等のサポート体制が必要。

→ 現行の「居住サポート事業」(補助金)で行われているものと同様の事業を障害者自立支援法に基づく個別給付に。



退院促進は

- 生活保護の退院促進と自立支援法による地域移行・地域定着支援の連携
- 生保の退院推進員と相談支援専門員の連携
- 自立支援協議会による連携について

120313 生活保護・医療費自己負担導入問題

湯浅 誠

1、経緯

2011 年

- 11 月 23 日 行政刷新会議・規制仕分け
- 11 月 27 日 橋下徹・大阪市長当選
- 12 月 10 日 厚労省「生活保護制度改革・中間とりまとめ」
- 12 月 24 日 日本再生の基本戦略・中間とりまとめ（資料 1）

2012 年

- 1 月 5 日 社会保障と税一体改革・閣議決定
- 1 月 16 日 岡田副総理就任
- 2 月 24 日 自民党政策ビジョン（資料 2）
- 3 月？日 国家戦略会議

2、何が問題か？

- 1）生活保護・医療扶助内訳（資料 3）
- 2）一割自己負担導入シミュレーション（資料 4）

（例）大阪府

年齢		件数	日数	点数	日数／1 件	点数／1 日	負担額
0～15	入院	30	190	1152650	6.3	6066	38215
	入院外	2800	4900	2790620	1.75	569	995
6～14	入院	40	270	1042390	6.75	3860	26055
	入院外	4480	6640	3360700	1.48	506	748
...							
75～	入院	1560	34945	64386850	22.4	1842	41260
	入院外	16280	45980	29454760	2.82	640	1806

（2010 年 4、5 月診療分。第 58 回医療扶助実態調査（2010 年）より）

3）頻回？

4）還付？

3、なんのため？

「負担増はイヤだ」→「削れるところがあるはずだ」→「【囁き】こんな人がいますよ（公務員、不正受給、議員・・・）」→「そこをまず削れよ」→「削るから、負担してね」→「負担増はイヤだ」→「他にもあるはずだ」→「【囁き】こんなことありますよ（医療、介護、教育、住宅、・・・）」→・・・以下同じ。

参考（資料 5）

「日本再生の基本戦略」（抜粋）

平成 23 年 12 月 24 日 閣議決定

4. 新成長戦略の実行加速と強化・再設計

（2）分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

日本再生には、経済成長とともに、社会が安定し、国民が成長を実感し、将来に対する希望を持てる環境をつくることが重要であり、成功へのインセンティブと失敗へのセーフティーネットが必要である。現在は、所得中位層に属するいわゆる中間層の所得が全体的に低下し、総じて貧困化する傾向が見られ、中間層に様々な問題や不安を生じさせている。

このため、国民全体で社会の幅広い人々が成長の果実を享受できるような成長（インクルーシブな成長）と雇用の創出、質の向上、教育などを通じた分厚い中間層の復活を目指す。このため、まずは現在の中間層の活性化を図るために、国内の事業環境を魅力あるものに整えつつ、産業構造の変化や新たな国際分業に対応した人材の育成を推進するとともに、生活の基盤となる雇用を確保することにより、全員参加型社会の実現を図る。また、コミュニティに支えられた持続可能で活力ある地域社会を再生する。これらを通じて、すべての人が社会に参加でき、お互いに支え合う社会を構築する。

① すべての人々のための社会・生活基盤の構築

＜基本的考え方＞

グローバル化による海外の安い労働力との競争や ICT 化による定型業務の減少等が進み、産業構造が転換する中で、年収 200 万円以下の低所得者層が増加するとともに、非正規雇用が雇用者の 3 割を超え、不安定雇用が増加した結果、これまでのように働くことを通じて暮らしが上向きイメージが描きにくくなっている。このような中で、我が国を支えてきた中間層や若者に不安が広がり、格差の拡大、さらには全般的な貧困化が懸念されている。

このため、全員参加型の社会の実現を目指し、まずは経済を活性化し、新産業や地域における質の高い雇用の創出を図るとともに、これからの新しい中間層を支える若者の教育支援と就労促進、子どもと子育て家庭への支援、女性の活躍の促進や、女性、高齢者等が学びやすく働きやすい環境の整備、障害者の就労促進、仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。また、雇用のミスマッチ解消、トランポリン型のセーフティーネットの整備等を推進し、ディーセント・ワークの実現に向けて、すべての人々の意欲を引き出し、能力を発揮できる環境を整備する。

若者が夢と希望を持って働くことができ、女性、高齢者が更に活躍できるよう、政労使の社会的合意を進め、非正規雇用と正規雇用の枠を超え、仕事の価値に見合った公正な処遇の確保に向けた雇用の在り方の実現を目指す。また、家族の在り方の変容や共働き世帯の増加等を踏まえた新たな社会モデルの構築を目指す。日本が誇るべき「人の力」と「勤勉さ」をないがしろにすることなく、チャンスに満ちあふれた社会を目指すべくフロンティアを提示していく。

＜当面、重点的に取り組む主な施策＞

- 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行
- 就学支援の実施
- 子ども・子育て新システムの実現
- 女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等
- 希望者全員の 65 歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討
- 非正規労働者に関する新たなルールづくり
- 非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ
- 地域における雇用創出の取組の推進
- 社会的包摂政策の推進
- 「生活支援戦略（仮称）」の策定

② 我が国経済社会を支える人材の育成

＜基本的考え方＞

高等学校卒業者の大学等への進学率が5割を超えている中、2012 年3月卒業の新規学校卒業予定者の就職環境は、大学卒業予定者の就職内定率（2011 年10 月1日現在）が59.9%と2010 年に引き続き最低水準となるなど、大変厳しい状況にある。また、人々の財・サービスの需要が変化してきており、その変化に対応したイノベーションを担う能力など、産業構造の変化に応じた職業能力が求められている。

このような中で、大学卒の新規就職者の3年以内の離職割合は3割程度、高等学校卒の新規就職者の3年以内の離職割合は4割程度となり、大学・大学院卒のニートも増加傾向にある。また、大学等の教育面での力点と企業の大学等への期待にミスマッチが生じている部分がある。さらに、国際競争の激化や非正規雇用の増加が進む中で、これまでのように企業内教育に依存するだけでは、能力の蓄積の機会を得づらくなってきている。

「新たな時代の開拓者たらん」という若者の大きな志を引き出し、自ら学び考える力を育む教育などの人材の開発につながるフロンティアを提示していく必要がある。産業構造の変化や新たな国際分業等に対応するために求められ

る人材ニーズを踏まえ、産学官の連携の下、人材育成システムの再設計を図り、人材の底上げやニーズに対応した多様な人材の育成を実現する。

このため、我が国経済のインクルーシブな成長を目指し、産学の連携・協力を図りながら、成長分野やものづくり分野における職業教育・職業訓練や、いわゆる「手に職を持つ」、「技術や専門性を有する」自営業者や個人事業主を育成するなど自立するための職業教育・職業訓練を強化し、実践的な職業能力評価の仕組みの導入を図る。また、若者の国際的視野を涵かん養する取組を推進し、語学力・コミュニケーション能力を含め、新たな価値やビジネスを創造できる能力を持つ人材を育成することが必要である。さらに、こうした方向に資する教育改革に取り組む。これらの取組を通じて、社会経済を支える人材の底上げやグローバルに通用する高度人材の育成・確保を図る。

<当面、重点的に取り組む主な施策>

- 社会を生き抜く力の養成
- 教育と職業の円滑な接続
- グローバル人材の育成
- 企業の採用慣行改革の促進
- 産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化

各分野において当面、重点的に取り組む施策（抜粋）

（２）分厚い中間層の復活（社会のフロンティアの開拓）

① すべての人々のための社会・生活基盤の構築

○ 「若者雇用戦略（仮称）」の策定・実行

将来の中間層となる若者の就業を強力に促進するため、政労使の協議の中で、「学校」から「職場」への円滑な移行、雇用の拡大など、各省庁の垣根を超えた一体的な「若者雇用戦略（仮称）」を 2012 年の年央までに取りまとめ、実行する。

○ 就学支援の実施

経済状況にかかわらず意志と能力ある若者が進学できるよう、高校等における教育費負担の軽減に引き続き着実に取り組むとともに、教育貸付の改善や低所得世帯を対象とした授業料減免、奨学金等の充実に取り組む。

○ 子ども・子育て新システムの実現

「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめについて」（平成 23 年 7 月少子化社会対策会議決定）を踏まえ、恒久財源を得て早期に本格実施できるよう、税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する。なお、恒久財源を確保するまでの間は、法案成立後、2013 年度を目途に、「子ども・子育て会議（仮称）」の創設など、可能なものから段階的に実施する。

○ 女性の活躍の促進や仕事と家庭の両立支援等

仕事と生活の調和が実現でき、多様な働き方を選択できる環境整備を進め、子ども・子育て新システムを推進するとともに、男女の均等度合いを企業労使で把握し、女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるためのシステムづくりを進める。

○ 希望者全員の 65 歳までの雇用確保のための法制上の措置等の検討

希望者全員の 65 歳までの雇用が確保されるよう、労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置等を講じる。

○ 非正規労働者に関する新たなルールづくり

非正規労働者について、その雇用の安定と公正な処遇の実現を図るため、有

期労働契約に関する労働政策審議会の議論等を踏まえ、必要な法制上の措置を講じる。

○ 非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンの取りまとめ

有期労働契約等に関する検討の状況等を踏まえ、2011 年度内に非正規雇用問題に横断的に取り組むための総合的ビジョンを取りまとめ、非正規労働者の雇用の安定や処遇の改善に向けて一体的に取組を進める。

○ 地域における雇用創出の取組の推進

地域における雇用の様々な課題に対応するため、雇用創出に関する地域の自主的・自立的な取組への支援を推進する。

○ 障害者権利条約批准に向けた障害者雇用促進法の見直しの検討

障害者権利条約批准に向け、障害者雇用分野における必要な対応を検討する。

○ 社会的包摂政策の推進

様々な生活上の困難に直面している方に対して支援を行う「パーソナル・サポート・サービス」の制度化の検討等を進め、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。

○ 「生活支援戦略（仮称）」の策定

第二のセーフティーネットの構築に向け、生活困窮者に対する支援のための体制整備や、生活自立支援サービスの体系化等の検討を進めるとともに、生活保護制度の見直しを進め、2012 年秋を目途に、総合的な生活支援戦略を策定する。

○ 社会福祉施設等の整備における国有地等の活用

地域における福祉サービス等の提供体制の強化を図るため、国有地の定期借地制度等を活用した施設整備を推進する。

② 我が国経済社会を支える人材の育成

○ 社会を生き抜く力の養成

地域社会と連携しつつ、きめ細やかで質の高い指導や協働型学習の実現等の初等中等教育の充実、高等教育での専門分野の枠を超えた教育の強化等を行う。

○ 教育と職業の円滑な接続

職業意識をはぐくむため、初等中等教育から職業に関わる教育を進めるとともに、高等教育で人材像や能力の明確化を進めるなど、産業界の協力を得て、教育と職業の円滑な接続を図る。

○ グローバル人材の育成

高等教育機関の国際化を図るとともに、外国人留学生等の受入れ及び若者の留学の推進を図るなど、若者の国際的視野を涵養する取組を推進する。

○ 企業の採用慣行改革の促進

産学協働人材育成円卓会議の活用等を通じ産学の共通理解を醸成し、通年採用や卒業後３年以内の新卒扱い、ギャップイヤーの普及・促進、採用活動の早期化・長期化の是正等、企業の採用慣行の改革を促す。

○ 産学官が連携した職業教育や職業訓練の強化

成長分野やものづくり分野において、必要な人材を質量両面で育成するため、在職者訓練を含めた産業界と教育機関等が連携した職業訓練の強化、地域において産学官が連携して職業訓練を実施する取組の推進や、中核的専門人材養成などの職業教育の充実を図る。

○ 実践キャリア・アップ戦略の推進

これまでの実践キャリア・アップ戦略の検討結果を踏まえ、地域産業の高度化や新産業分野での専門的人材育成に資する仕組みや育成プログラムの整備等を推進する。

はじめに

民主党が政権を担当して2年半が経過したが、この間、日本経済はさらに低迷し、社会の閉塞感は一層強まるばかりである。もはやこれ以上、政権担当能力の無い民主党政権にわが国を委ねることは許されない。

平成24年度予算について、わが党は、政権交代を果たし、作り直していくとの立場に立つとともに、日本人の「絆」、地域の「絆」を守り、強化する新しい国造りの第一歩と位置付けるべきとの考えの下、昨年12月16日に「平成24年度予算に関するわが党の基本的考え方」を公表し、平成24年度予算の政府案が発表される前に、税制改正を含めた予算編成のあるべき方向を明らかにした。

日本の再生のために今求められていることは、わが国が抱える課題に対する基本的な考え方を明らかにし、課題の解決に向けて具体的な政策を果敢に実現していくことである。ここに、円高・デフレ対策、震災復興、国土の強靱化、社会保障制度改革、力強い日本農林水産業の振興等の重要政策について、わが党の考えを示すとともに、平成24年度予算案の問題点と見直すべきポイントを指摘する。

1. 大震災からの迅速かつ本格的な復興と

将来のエネルギー政策のあり方

1. 大震災からの迅速かつ本格的な復興について

東日本大震災の復旧・復興のために、数次にわたる補正予算がわが党などの賛成により既に成立しているが、この予算を執行する民主党政権の不手際により、ガレキ処理や道路・鉄道等の生活インフラの復旧など是一向に進まず、発災から一年を迎えようという今日に至っても、被災者の生活再建、被災地の復興への展望は未だ開けない状況が続いている。

わが党は、これまでのような「後手後手」の轍を二度と踏まないためにも、2月10日に創設された「復興庁」が総合調整に止まらず、与えられた権限を十二分に発揮し、被災地の実情に即して迅速かつ十分な対応を行うべきと考える。

平成24年度予算においては、「復興」を着実な軌道に乗せるため、以下の対応を行う。

- ① 被災地域全体における除染（土壌、家屋等の除染の集中実施、海底土の除染の推進等）及びガレキ処理の早期完了
- ② 被災者生活再建支援（既存ローンを抱えながらも住宅建設を希望する被災者に対する柔軟な新規融資等）
- ③ 原発事故による医療費及び継続的検査体制の強化（特に子どもへの対応）
- ④ 事業再建支援（中小企業・小規模事業者や農林漁業者の事業再建に向けた二重ローン対策や資金繰り対策、企業グループに対する補助金制度の一層の充実等）
- ⑤ 原発事故による風評被害対策の充実
- ⑥ 被災地の社会資本整備（寸断された道路、鉄道、防潮堤、河川堤防、さらには農地、漁港などの整備、下水汚泥の処理のための体制構築等）

また、復興の規模については、政府は、平成 27 年度末までの 5 年間の復興集中期間で 19 兆円程度、32 年度末までで 23 兆円程度と見込んでいる。しかし、「平成 23 年度第三次補正予算正すべきポイント（11 月 2 日）」で指摘したように、23 年度の補正予算計上分に加え、24 年度での対応を考えると、復興に必要な枠はほとんど残らないこととなる。これでは本格的な復興はもとより、後述するように国土強靱化のための全国防災への対応も到底覚束ない。復旧・復興事業については必要な予算を全力で確保すべきである。

2. 将来のエネルギー政策のあり方について

東日本大震災に伴う福島原発の事故は、周辺住民の方々だけでなく、国民生活や産業活動に多大な影響を与え、放射能の脅威を改めて示した。原子力の安全神話に過度に依拠し、使用済み核燃料廃棄物及び高レベル放射性廃棄物処理の解決の目処が立っていないままにこれまでのエネルギー政策を推進してきたことにつき、わが党としてまず深く反省をしなければならない。

現在の状況を踏まえると、原発の新規立地が事実上困難となっているが、エネルギー政策の見直しに際しては、経済と環境の両立を前提として、①再生可能エネルギーをはじめとするエネルギー源の多様化、②エネルギー供給の安定性と危機管理、③原発政策の方向性の 3 点が重要なポイントである。今後、過去の政策及び原子力技術の検証を行う中で、わが国エネルギーの基本政策、特に将来の需給構造のあり方、電源構成のベストミックスについて具体像の取りまとめを行う。

II. 日本新生へのわが党の政策ビジョン

1. デフレ・円高からの脱却と「投資立国」を目指した強い国家へ

デフレからの早期脱却を目指し、実質 3%、名目 4%（GNI ベース）の成長を巡航速度とする。繁栄への道を切り拓くため、海外の経済成長を国内雇用の維持・発展に取り込む国内外の環境変動に強い新たな国家経済モデル、すなわち「貿易立国」であり「投資立国」でもある双発型のエンジンを持つ強い国家を創る。

雇用の創出と持続的成長を実現するため、財政健全化の着実な進展を世界に発信するとともに、デフレ・円高からの脱却に向けて欧米先進国並みの物価目標（2%程度）を政府・日銀のアコード（協定）で定めるとともに、日銀の国債管理政策への協調などにより大胆な金融緩和策を断行する。同時に、東日本大震災被災地復興事業や国土全体の強靱化事業などを起爆剤として民需主導による有効需要の創出を図るとともに、大胆かつきめ細かい成長戦略を強力にかつスピード感を持って推進することにより、日本経済を持続的な成長軌道に乗せる。

具体的には、本社・研究部門、マザー工場などの「世界のヘッドクォーター機能」の立地が促進される環境を整備する。また、将来の市場拡大が期待され、国際競争にしのぎを削る分野について、産学官の協調体制を築いた上で、財政のみならず税制・財投を含めた支援を集中投入する新ターゲットングポリシーを大胆に遂行する。また、長引く需給ギャップを解消するためには供給サイドの統合・再編が不

可欠であることから、再編を促進する思い切った投資減税等を実施する。

こうした真に必要な政策を推進していくためにも、安心社会実現に向けた税制抜本改革により財政の対応力を回復させ、硬直化した財政構造を転換する。

2. 持続可能な財政の確立へ

ギリシャを端緒とし、イタリア、スペインなどにも及んだ財政危機は、決してよそ事ではなく、国際金融市場においては各国の財政赤字の動向が注目されている。財政危機は、単に財政の問題にとどまらず、金融市場や金融機関の経営、さらには、経済、国民生活にも甚大な影響を及ぼす問題である。

わが党は、「財政健全化責任法案」の提出をはじめ財政健全化に向けての具体的な取組みを強く主導してきた。また、2010 年の参議院選挙公約では、社会保障を支えるための消費税率 10%を明記した。

しかし、後述するように、政府・民主党は、平成 24 年度予算案において、中期財政フレームで示した目標をあたかも達成できたように粉飾し、3 年連続の「放漫予算」となった。さらに、政府・与党が想定しているように消費税の引き上げを行っても、2015 年度における基礎的財政収支赤字（対 GDP 比）を 2010 年度水準の半分にすると財政健全化目標の実現も厳しいものになりつつある。

財政運営戦略（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）においても「財政健全化への取組は正直であることを第一とし、国の会計間の資金移転、赤字の付け替え等に依存した財政運営は厳に慎む。」としているように、正直に真実を語ることが、財政健全化に向けて厳しい道のりを国民とともに歩むための大前提である。

円高・デフレなどの経済問題の克服による景気や雇用の回復、さらには経済成長に全力で取り組むとともに、国会議員の定数削減、公務員の人件費削減をはじめとした徹底した歳出削減に努めつつ、消費税を含む税制抜本改革の実施により、持続可能な財政の確立を目指す。

3. 徹底した行財政改革

わが党は、行財政改革に果敢に取り組んできた。例えば、国家公務員の削減に関しては、10 年で国家公務員を 20%（81,000 人）純減する計画を平成 17 年に決定し、その後 4 年間で約 45,000 人の純減を達成した。今後、わが国財政の危機的状況を克服していくために、国家公務員の純減を可能な限り前倒しするなどにより、国・地方公務員（国：約 30 万人、地方：約 240 万人）の人件費を削減し、国費ベースで 1 兆 5,000 億円のスリム化を行う。

また、無駄遣いの撲滅については、平成 21 年度予算において徹底した支出の見直しを行い、広報経費・委託調査費や公益法人への支出について約 3～4 割削減したほか、政策の棚卸しにより一般会計約 5,500 億円、特別会計約 3,300 億円を削減した。引き続き、無駄遣いの撲滅に向け、不断の努力を行い、効果や優先順位、適正規模等の視点から個々の政策をゼロベースで総点検することにより、合計で約 5,000 億円程度の見直しを行う。

4. 自助・自立を基本とした安心できる社会保障制度の構築へ

国民は、将来の安心のためにも、持続可能な社会保障制度の確立を強く求めている。わが国の社会保障費は、高齢化や医療技術の進歩などに伴い年々増加し、今後、さらに増大するとともに、社会保障の必要性が多様化することも予想される。わが国の社会・経済の現状や将来の姿を見据え、以下の基本的な考え方に立って、負担が特に増大することとなる若い世代をはじめ国民全体の理解を得る中で、持続可能な形へ受益と負担の両面にわたり必要な見直しを行う。

- (1) 額に汗して働き、税金や社会保険料などを納め、また納めようという意思を持つ人々が報われること。また、不正に申告した者が不当に利益を受け、正直者が損をすることのないようにすることを原点とする。
- (2) 「自助」、「自立」を第一とし、「共助」、さらには「公助」の順に従って政策を組み合わせ、安易なバラマキの道は排し、負担の増大を極力抑制する中で、真に必要とされる社会保障の提供を目指す。
- (3) 家族の助合い、すなわち「家族の力」の強化により「自助」を大事にする方向を目指す。また、自発的な意思に基づく「共助」を大事にし、その力が十分に発揮され得る社会を構築する。
- (4) 我が国の社会保障は、社会保険制度を引き続き基本として、必要な是正を行う。公費負担は、保険料負担の適正化や低所得者対策などに限定的に充当する。

[年金]

現行の年金制度を基に、無年金・低年金対策、被用者年金の一元化など必要な是正を行う。民主党の主張する年金方式は、未だ全体像が示されていないが、さらに巨額な財源が必要であり、自営業者の保険料が大幅に増加する等、問題点が多きに多く現実的な選択肢とは考え難い。さらに、保険料を負担しなくても年金を満額もらえるということは、努力する人が報われるという考えとは相いれないものがあり、撤回を求める。

[医療]

長寿化の進展、高額医療機器や高度医療の進歩等、今後医療費の増大が不可避免の中で、国民皆保険を守ることを基本に、患者の尊厳を保ちつつ、医療費の配分の重点化・効率化などを進め、医療の充実を図る。

[介護]

介護サービスへの需要増大に対処するため、介護サービスの効率化・向上を進めるとともに、保険料負担増大の抑制を含め安定的な財政基盤を確立し、介護の充実を図る。

[少子化対策]

これまでの少子化対策に止まらず、家族を幅広く支える家族支援政策を積極的に進める。子供に対する現金給付は、所得制限を含め児童手当制度を基本に見直すとともに、待機児童問題の解消、幼児教育の無償化、保育制度の充実など現物給付の充実を第一に取り組む。

政府・与党が進めようとしている『子ども・子育て新システム』は、待機児童解消が期待できず、制度が一層複雑化するなどの問題に加え、保育の質の低下や保護者の負担増を引き起こしかねない保育の産業化の方向に向かうものであり、

わが党の考えとは相いれない。

〔生活保護〕

経済の低迷等により、受給者が急増している生活保護は、最後の安全網としての機能は確保しつつも、「手当より仕事」を基本に不正受給により厳格に対処するとともに、就労の一層の促進、現金給付から現物給付（住宅確保、食料回数券の活用等）への移行、医療扶助の適正化など必要な見直しを行い、少なくとも平成24年度政府予算案の約2兆8千億円を平成22年度当初予算の水準（2兆2,006億円）程度に抑制することなどにより、国費ベースで8,000億円を減額する。

5. 日本を強くしなやかな国へ（「国土の強靱化」）

東日本大震災や相次ぐ台風被害等でわが国土の脆弱性が露呈し、防災面だけでなく、政治・経済・文化・社会のあらゆる面の見直しを強いられている。

そこで、このような大震災等により、多くの国民が貴い生命を奪われるとともに、国土に破滅的な被害が生じ、その復旧・復興に巨額な支出を余儀なくされることを甘受する（＝「事後復興」の考え方）のではなく、事後復興に必要な額よりもはるかに少ない額で計画的かつ賢明な投資を行い大震災等の被害の額を大幅に縮減する「国土の強靱化」を全国レベルで行うこと（＝「事前復興」の考え方）を国家の最優先課題と位置付け、人的・物的被害を最小限に抑えるべきである。

この「国土の強靱化」には、ハード・ソフトにわたる非常に広範な取り組みが含まれる。巨大な地震や津波の直接的被害から国民の生命・身体・財産を守るためのハード・ソフトの組合せはもちろん、例えば、つながらない携帯、交通インフラの水没、孤立した集落、学校・病院の倒壊、使えない水道・ガスなどの教訓を最大限活かして、発災直後からの人命救助や国民生活や経済活動の復旧・復興のために必要不可欠な、十全な通信・輸送・教育、医療・ライフラインなどの機能を確保するためのハード・ソフトの組合せ、さらには、発災後当分の間の国全体の国民生活や経済活動のバックアップ機能の確保などが含まれる。これらの内容を実現するため、「国土強靱化基本法（仮称）」とともに、同法に基づく関連省庁所管の「国土強靱化関連施設整備促進法（仮称）」を制定する。

さらに、ハード・ソフト両面で災害に粘り強い国・都市・街をつくり、バックアップ機能を強化した国土を形成するために「国土強靱化」を予算の根本に据え、近い将来発生することが予想されるわが国を襲う巨大地震・津波などに十分耐え、なおかつすぐに回復できる、国家国民を守る強くしなやかな国土をつくりあげる。

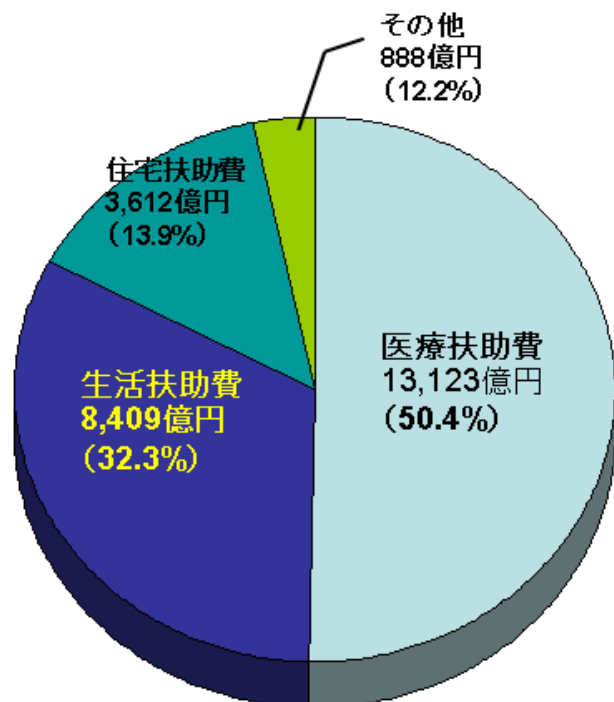
わが党は、「コンクリートから人へ」などの今の政府の不適切な政策を正しつつ、「国土の強靱化」に集中的に取り組んでいく。このため、見通しの甘さが明らかな政府の復興計画及び全国防災施策を全面的に見直す。

生活保護の医療扶助

厚生労働省社会・援護局保護

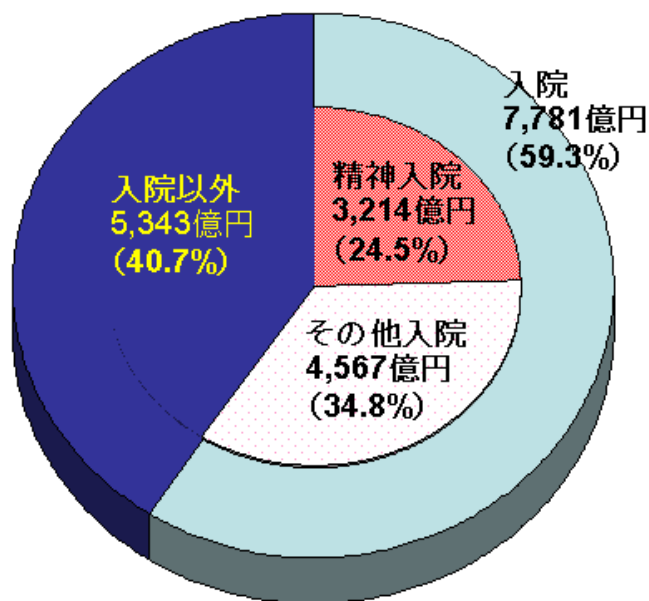
医療扶助費の現状

生活保護費の内訳(平成19年度予算)



生活保護費 総額2兆6,033億円

医療扶助費の内訳



医療扶助に関する取組

生活保護の医療の特

- 入院の割合が高い
 - － 生活保護受給者のうち高齢者が4割、病・障害者が4割
 - － 精神入院患者(32万人)の2割(6万人)が生活保護受給
- 医療費は国民健康保険と比べて、
 - － 入院は国民健康保険の0.9倍
 - ・ 1日医療費は低く、入院日数は長い
 - － 入院外は国民健康保険の1.4倍
 - ・ 1日医療費は同等、通院日数は長い



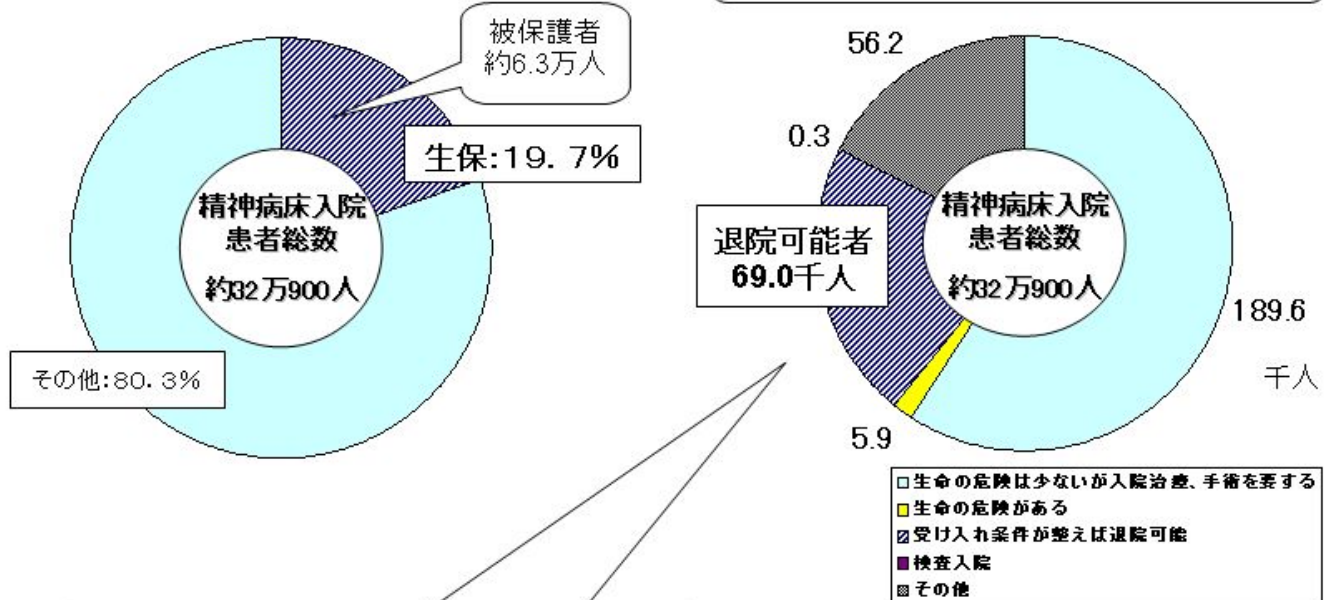
取組

- 全福祉事務所において次の取組
 - － 長期入院患者の退院促進
 - － 通院日数の多い者に対する適正受診指導
 - － レセプト点検
- 自立支援プログラムに基づく退院促進等(17年度～)
 - － 自治体において、長期入院患者の退院促進等に関し、自立支援プログラムを策定し、医療機関、保健所、福祉施設等の外部組織とも連携しつつ、組的に対応

精神入院患者の状

精神入院患者の約2割は生活保護受給者

精神病床入院患者のうち、受入条件が整えば退院可能な患者は約7万人



約7万人のうち2割が生活保護受給者 (約1.4万人)

生活保護精神障害者退院促進計画の策定

○退院可能精神障害者数のうち、2割程度が生活保護を受給しているとされることから、生活保護においても、適切な受入先の確保、個々の退院 害要 の解消や退院に向けた指導援助を行うための自立支援プログラムの導入などにより計画的に退院促進を進めていくことが必要

○平成19年中に、福祉事務所において、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標 を り んだ「生活保護精神障害者退院促進計画」を策定し、当該目標を 成するための所要の対策を実施

【計画策定の流れ()】

- 1 福祉事務所において退院可能精神障害者数を
- 2 平成23年度まで 年度における減少目標 を設定
- 3 退院促進を図るための取組等の計画・実施

福祉事務所における退院促進の取組を支援するため、平成19年度予算において、セーフティネット支援対策等事業費補助金のメニ ーとして「精神障害者退院促進事業」を創設し、福祉事務所に精神障害者退院推進員を配 するための費用や、関係団体へ退院促進事業の実施を する費用等について補助を行う。

生活保護精神障害者退院促進事業の概要(退院推進員の業務)

ア 支援対象者の

福祉事務所と精神病院で協議し、生活保護受給者で長期に精神病院に入院している者のリストの中から、退院可能性のある者を 定

支援対象者(保護者) との自立支援計画の策定

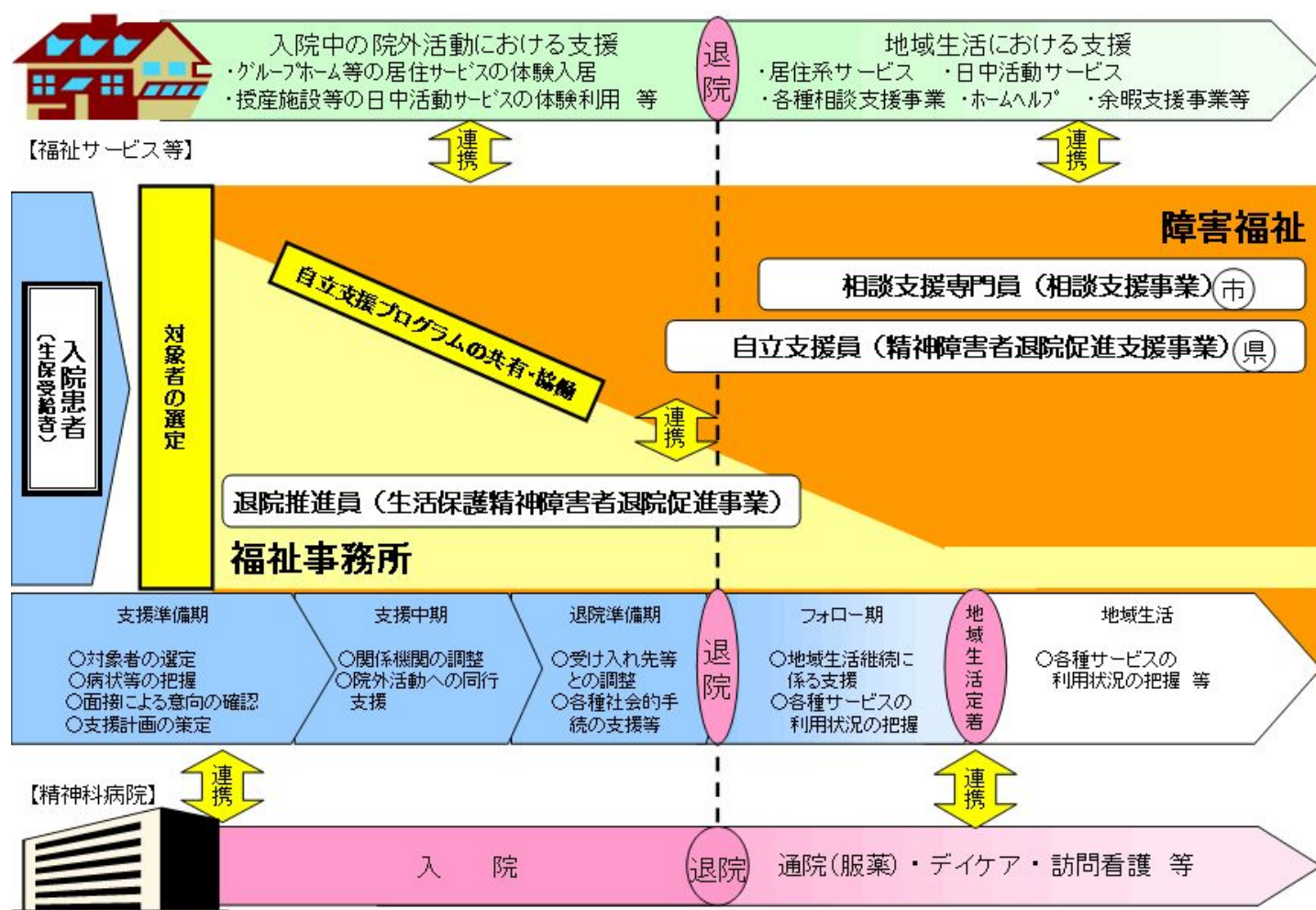
定した対象者を退院させ、施設入所や在宅生活に復帰させるまでの 題を分 し、自立支援計画を策定

自立支援計画に基づく支援

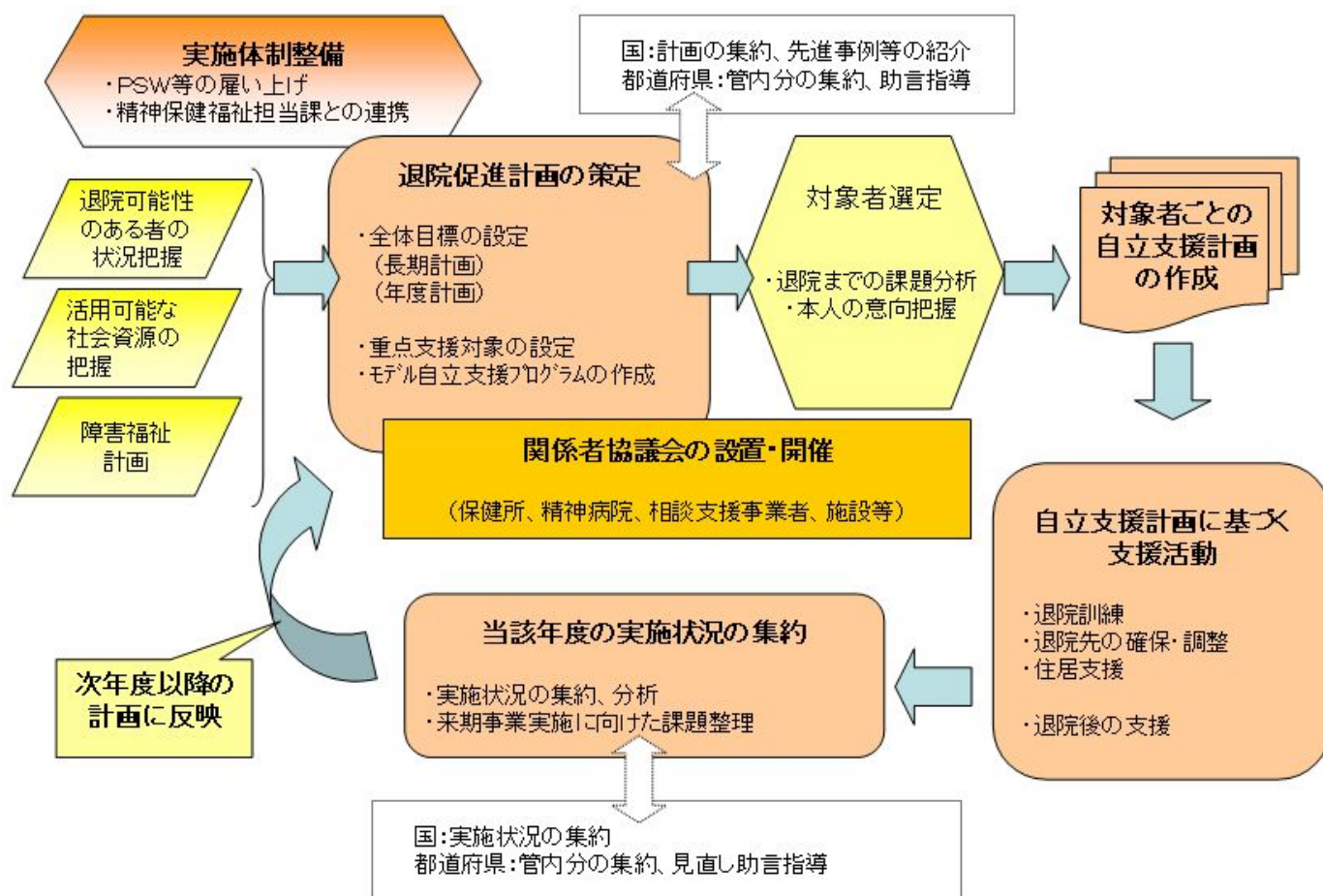
自立支援計画に基づいて、患者・家族との相談、退院後にサービスを提供する施設の 定・調整を行うとともに、病院における退院前の 、社会福祉施設等による退院後の 、サービスを提供

エ 必要に応じた関係機関(自立支援員 障害福祉施策・県 事業、精神病院関係者、障害福祉部門担当者等の連携)との連携

福祉事務所(生活保護)と障害福祉施策の連携



生活保護精神障害者退院促進事業の流れ（イメージ図）



○ 退院促進事業の事（福 県）

福 県では、生活保護の長期入院患者の退院を促進するため、平成17年度から「長期入院患者社会復帰促進事業」、平成18年度から「精神障害者社会復帰促進 事業」及び「退院者等居宅支援モデル事業」を実施している。（3事業ともにセーフティネット支援対策等事業費補助金を活用）

○長期入院患者社会復帰促進事業

精神障害者や高 者の長期入院患者で退院可能な者について、自立支援プログラムの手法を導入し、社会復帰を促進するため、平成17年度から福祉事務所にコーディネート・アドバ ーを配

1 コーディネートアドバ ーの配

○ 平成17年度から、コーディネート・アドバ ー計6名を県福祉事務所3か所（ 、 、 屋）に配 し、社会復帰のための支援を実施。（コーディネート・アドバ ー業務を福 県社会福祉士会に ）

2 対象者

○ 入院後3か月以上になる者で、受入条件が整備されれば退院が可能だとの主治医の判 があり、かつ社会復帰に積 的な支援を要する 保護者

3 退院支援の流れ

- 退院可能性の調査
コーディネーターが、病院訪問等を行い、退院の可能性、受入先の整備条件等、社会復帰のための積極的支援の必要性及び本人の希望等の聞き取りを行う。
- 対象者の選定と課題分析及び社会復帰個別プログラムの策定
コーディネーターは、上記調査を基に1対象者の選定、2対象者の課題の分析、3社会復帰個別プログラムの策定し、福祉事務所において、本人・家族等への確認や必要に応じてケース検討会議等を行った上で決定する。
- 社会復帰個別プログラムの実施及び状況
対象者に対し、諸制度の利用に関した必要な援助を行う。査指導員は、課題整理を参考に、実施状況の進捗管理及び指導援助に対する助言を行う。
- 社会復帰個別支援プログラムの評価及び見直し
 - 退院した者については、6か月間は生活状況を把握する。
 - 退院しなかった者については、要請等の調査・分析を協議し、次期プログラム()を策定するとともに、次回プログラムと同様、必要な援助を行う。

4 事業の効果

	退院可能者数	退院者数
平成17年度	74名	18名

- 精神障害者社会復帰促進事業
精神科病院における社会復帰促進に向けた手法を提供等について協力を得るとともに、当該医療機関に必要とするため、医療機関にモデル病院として実践的な支援を行う場の提供等を行う。員を派遣する。
(業務については(社)日本精神保健福祉士協会に委託する)

1 員の業務

- 主 員は、モデル病院、関係機関の協力の下、対象者の社会復帰に向け支援を行うとともに、事業推進のための会議等のコーディネーター、自立支援プログラムの作成を行う。
- 員は、モデル病院内において、主 員と協同し、事業の推進を行う。

2 モデル病院の業務

- 主 員の受入及び実践の場の提供
- 員の 出及び主 員との協力体制の提供
- 対象者の提供及び主 員との対象者の社会復帰に関する検討

3 事業の流れ

- 支援対象者の選定
- 社会資源の調査
- 対象者の面接、退院に向けた支援の実施
- 事業推進会議(ケア会議)の開催
- 事業計画・報告・検討を行うための事業検討会議の開催
会議の実施を通じて自立支援ネットワークの構築を図る
- 事業実施のまとめ(自立支援プログラムの策定)

○退院者等居宅支援モデル事業

長期入院患者等が地域生活への移行準備期間を過ごす宿 先として、 料低額宿 所を設 (NPO法人運営)し、地域での生活が されるようになるためのトレーニングを行う。

宿 所における自立支援

- 家族関係回復、金、福祉制度の活用など生活相談の実施
- 金 理及び 薬の指導など日常生活支援
- 食事の準備、調理の手 い、部屋の など、日常生活能力を養うためのトレーニング

○ 退院促進事業の事 (都())

においては、福祉事務所及び保健所が相 に連携するとともに、NPO法人等に支援業務を し、コーディネーターとして担当PS を設 するなどにより、精神障害者の退院支援を実施
(セーフティネット支援対策等事業費補助金を活用)

1 退院支援事業の

- 平成18年度から、地域生活支援センター、精神障害者の支援を行っているNPO法人に、退院促進事業の実施を

2 対象者

- 精神科病院に として6か月以上入院している者で、主治医により退院が可能と判 され、かつ本人が退院を希望する者のうち、事業による生活支援の対象と認められた者

3 事業実施の内

- 居住支援相談 口の設
受 法人において、住居確保の相談、病状悪化による生活困難や近 トラ ルに関する相談、家主・不動産業者等との調整支援など、住居の確保や居住継続支援に関する相談を行う
- 対象者の個別生活支援
受 法人において、対象者との 関係の 、支援計画の策定、地域のネットワークづくり、居住確保、日常生活状況確認及び居住継続に係る支援等を実施
- ケア会議の設 ・開催
福祉事務所、保健所、地 担当保健師等によるケア会議を開催し、対象者の決定、地域生活ケアプランの作成を行う
- 退院促進連絡会の設 ・運営
地域内の精神科病院及び社会復帰施設等関係機関との連絡調整、事業の進 状 等に関する協議
- 医療機関等への協力要請
 - 事業の円 実施のため、精神科病院に事業実施全般に対して協力を要請
 - 不動産会社等が まる場を設け、事業実施について協力を依

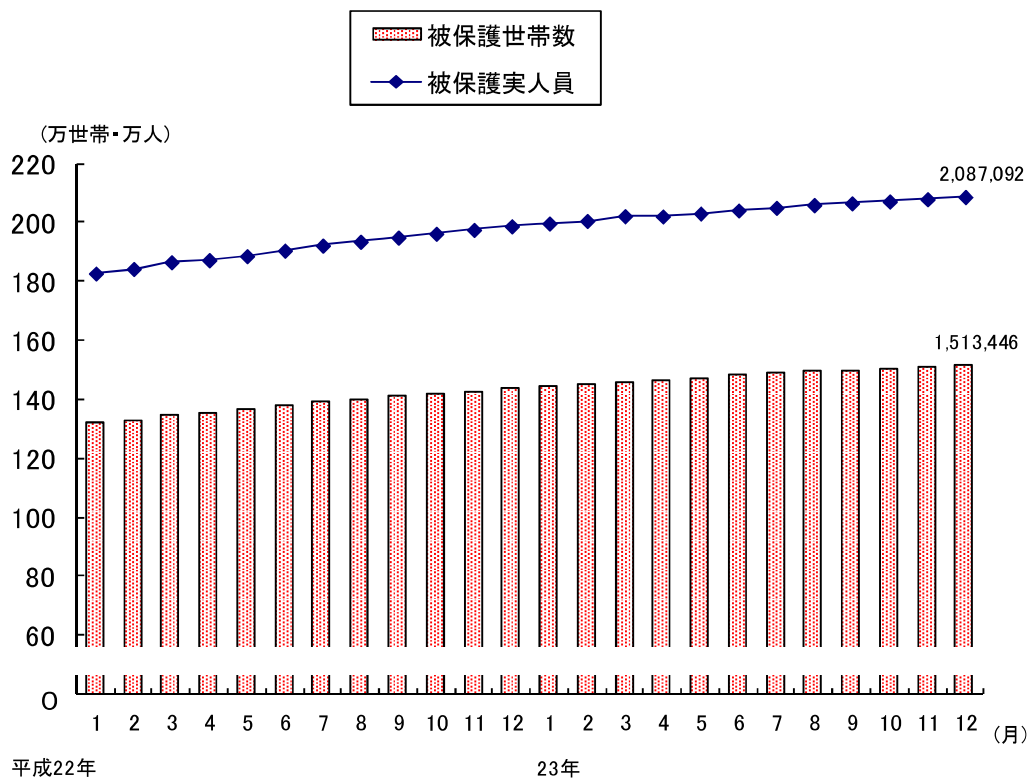
4 事業の効果

	支援対象者数	退院者数
平成18年度(6月～11月)	18名	7名

2 結果の概要

(1) 生活保護関係

図1 被保護世帯数及び被保護実人員(各月間)



注: 平成23年3月分までは確定数

表1 扶助の種類別扶助人員

(各月間)

	総数 注2)	生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	その他の扶助 注3)
平成22年 1月	5 049 706	1 660 910	1 521 600	151 068	214 817	1 450 387	50 924
2月	5 084 031	1 672 291	1 533 709	152 634	215 329	1 458 311	51 757
3月	5 144 352	1 683 089	1 552 196	153 011	217 559	1 482 413	56 084
4月	5 150 169	1 685 136	1 559 072	148 642	219 200	1 487 250	50 869
5月	5 186 979	1 698 235	1 573 437	149 297	220 498	1 492 601	52 911
6月	5 257 344	1 716 951	1 590 970	150 929	222 934	1 520 986	54 574
7月	5 301 869	1 734 912	1 606 257	152 332	224 522	1 528 643	55 203
8月	5 333 313	1 743 522	1 617 721	153 562	226 174	1 536 770	55 564
9月	5 370 169	1 756 131	1 630 378	155 405	227 279	1 544 616	56 360
10月	5 426 376	1 780 952	1 643 656	156 603	228 678	1 559 858	56 629
11月	5 484 772	1 802 335	1 660 465	157 970	230 741	1 576 754	56 507
12月	5 526 102	1 818 816	1 672 740	159 407	232 812	1 586 004	56 323
平成23年 1月	5 540 135	1 819 826	1 679 816	160 284	233 773	1 589 116	57 320
2月	5 566 295	1 823 862	1 685 765	160 885	234 947	1 602 478	58 358
3月	5 602 167	1 827 098	1 696 997	160 087	237 262	1 618 866	61 857
4月	5 571 800	1 818 249	1 694 666	155 466	237 321	1 611 677	54 421
5月	5 606 885	1 827 975	1 704 541	155 847	239 329	1 621 620	57 573
6月	5 651 772	1 839 032	1 715 579	156 566	241 556	1 640 170	58 869
7月	5 675 111	1 850 707	1 724 419	157 681	243 256	1 639 116	59 932
8月	5 700 643	1 855 697	1 731 818	158 453	246 149	1 648 396	60 130
9月	5 716 247	1 861 335	1 738 609	159 538	247 331	1 649 358	60 076
10月	5 760 646	1 880 350	1 747 460	160 079	249 247	1 663 463	60 047
11月	5 798 295	1 897 955	1 757 964	160 816	251 330	1 670 520	59 710
12月	5 828 690	1 909 534	1 765 793	161 652	253 868	1 678 229	59 614

注: 1) 平成23年3月分までは確定数

2) 「総数」は、各扶助の延数である。

3) 「その他の扶助」は、「出産扶助」「生業扶助」「葬祭扶助」の合計である。

表2 世帯類型別現に保護を受けた世帯数

(各月間)

	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他の世帯
平成22年 1月	570 816	103 932	150 458	298 313	191 400
2月	572 285	105 078	151 408	300 372	196 301
3月	586 427	103 197	150 790	298 202	201 563
4月	590 139	103 489	151 275	298 387	206 056
5月	593 016	104 210	152 319	299 932	210 809
6月	595 782	105 441	153 547	302 933	215 954
7月	598 533	106 644	154 629	305 060	220 378
8月	600 495	107 626	155 690	306 494	224 209
9月	602 168	108 859	156 742	307 991	227 739
10月	604 391	109 918	157 862	310 237	230 369
11月	606 648	111 022	159 106	311 549	233 163
12月	607 899	112 015	160 615	312 814	236 558
平成23年 1月	609 188	112 757	161 555	313 787	239 276
2月	610 505	113 456	162 668	315 584	240 372
3月	623 718	110 096	162 667	313 028	243 999
4月	625 940	109 754	164 471	313 158	243 533
5月	627 562	110 518	165 566	315 830	246 350
6月	628 950	111 274	166 552	318 171	249 017
7月	630 527	112 011	167 435	319 294	251 176
8月	632 167	112 752	168 301	320 869	253 082
9月	633 393	113 428	169 137	321 230	253 932
10月	635 367	114 076	169 962	321 712	254 841
11月	637 584	114 909	170 948	321 905	256 218
12月	640 339	115 644	171 859	321 648	257 674

注: 1) 平成23年3月分までは確定数

2) 現に保護を受けた世帯数は、月中に1日(回)でも生活保護を受けた世帯である。(保護停止中の世帯を除く。)

資料5 第58回医療扶助実態調査（2010年）

2表－2 一般 療件数・日数・決定点数、性・年 階（10 分）・入院－入院外・都道府県－指定都市－中 市別

2 2 1

(総 数)	総 数														
	総 数			0－5歳			6－14歳			15－34歳			35－54歳		
	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数
全 国	1 762 860	7 030 100	8 425 073 145	40 010	70 000	51 684 545	67 840	105 635	83 945 925	94 885	223 555	223 945 340	304 060	1 136 620	
01 北 海 道	63 650	254 380	327 799 930	1 770	3 610	3 334 130	2 360	3 390	2 572 860	3 520	8 520	7 098 200	9 430	36 120	44 498 525
02 青 島 市	18 710	66 610	74 778 190	160	300	108 600	405	785	432 660	450	1 520	1 570 070	2 250	8 435	9 735 315
03 手 取 市	7 355	31 220	35 321 795	60	100	41 780	80	100	54 100	180	1 460	1 849 540	1 310	5 280	5 093 380
04 大 阪 市	9 925	37 860	45 360 295	240	600	252 120	240	320	152 640	530	1 780	1 974 990	1 325	6 100	7 631 650
05 神 戸 市	7 950	30 910	36 817 510	80	80	51 040	200	280	145 860	230	610	637 000	1 050	5 560	7 792 440
06 京 都 市	7 190	23 425	27 663 365	60	60	36 460	180	280	165 860	110	400	444 620	1 285	3 905	3 665 595
07 福 岡 市	11 235	45 785	53 130 340	240	280	165 680	440	1 020	792 870	420	1 570	1 358 860	1 925	9 445	11 451 265
08 大 阪 府	17 675	86 930	114 042 265	420	640	347 820	480	800	673 800	850	1 875	1 337 940	3 070	16 530	22 746 770
09 神 戸 市	9 870	43 220	57 817 850	140	140	65 900	380	420	279 500	430	790	744 570	1 275	4 500	4 506 675
10 群 馬 県	7 580	29 225	42 681 755	115	270	199 420	140	240	89 400	290	830	1 231 470	1 260	5 110	7 652 530
11 山 梨 県	43 085	174 785	219 397 395	995	1 555	819 425	2 430	3 890	1 848 350	2 320	6 430	7 108 130	7 360	30 630	37 188 750
12 山 梨 県	31 460	138 200	171 466 910	850	1 350	1 294 330	980	1 480	625 960	1 380	3 270	3 617 920	4 955	21 695	24 905 700
13 山 梨 県	223 420	878 555	1 081 681 585	4 180	7 160	4 824 000	7 830	11 240	6 585 520	10 805	26 970	26 901 130	40 870	156 545	180 456 550
14 神 戸 市	25 045	90 995	124 738 790	550	1 000	1 694 930	1 020	1 500	781 760	1 470	2 700	3 991 130	4 805	16 190	20 627 325
15 新 潟 県	6 850	27 525	39 376 445	60	80	41 320	40	40	17 780	290	430	419 480	1 025	5 290	7 041 975
16 山 梨 県	1 490	8 880	12 109 320	0	0	0	0	0	0	50	350	348 410	200	2 350	3 005 980
17 山 梨 県	2 440	11 995	16 381 035	20	40	20 740	20	20	45 760	0	0	0	340	2 600	3 285 200
18 福 岡 市	2 935	14 995	19 969 245	40	60	48 400	20	20	19 460	20	20	3 400	320	1 830	1 880 950
19 山 梨 県	4 615	21 155	27 664 965	60	80	33 520	120	140	52 000	200	380	227 140	670	2 900	2 988 490
20 長 崎 県	7 955	31 455	47 316 895	180	380	276 780	80	100	33 240	210	1 150	1 166 530	1 260	6 230	8 239 650
21 山 梨 県	5 545	23 245	32 775 040	40	60	21 080	240	340	143 700	130	500	402 690	855	4 930	8 328 740
22 静 岡 県	9 590	42 140	60 223 345	110	440	401 850	160	180	529 880	270	650	692 440	1 325	5 200	7 015 730
23 山 梨 県	16 100	72 030	96 413 315	580	1 130	1 899 090	730	1 280	823 310	925	2 590	2 904 470	2 835	13 505	17 701 475
24 山 梨 県	15 555	63 755	79 403 195	450	700	661 040	520	680	323 840	635	2 355	2 100 490	2 440	8 330	9 674 170
25 山 梨 県	8 740	35 170	47 203 480	190	210	161 500	260	360	311 660	580	960	843 850	1 740	6 120	7 927 790
26 山 梨 県	11 240	40 870	49 248 610	580	940	379 680	870	1 360	962 760	820	1 910	1 867 680	2 355	6 365	7 375 320
27 大 阪 府	81 915	305 260	332 974 490	2 830	5 090	3 943 270	4 520	6 710	4 403 090	5 440	13 390	13 698 280	14 440	52 030	54 020 740
28 山 梨 県	19 475	80 655	99 470 530	380	830	1 294 460	1 080	1 420	853 200	1 280	2 680	2 685 190	3 175	12 035	12 512 865
29 山 梨 県	12 730	49 550	62 458 385	270	580	459 460	460	680	369 660	490	920	1 248 030	2 385	5 950	5 543 520
30 山 梨 県	8 610	35 190	44 572 535	40	40	11 860	120	140	76 260	300	660	981 900	1 200	4 890	7 174 580
31 山 梨 県	6 010	22 010	29 010 735	120	220	136 920	200	300	104 800	300	1 080	1 020 610	1 150	3 450	4 260 550
32 山 梨 県	4 300	18 025	24 855 055	120	300	481 700	60	140	131 420	150	1 070	1 199 460	500	3 010	5 133 750
33 山 梨 県	5 165	27 590	34 944 255	40	40	12 860	230	340	295 220	120	140	77 920	920	5 100	6 670 000
34 山 梨 県	10 660	55 940	62 901 740	200	440	223 860	590	1 050	1 199 280	400	830	1 275 300	1 600	7 750	10 600 070
35 山 梨 県	13 730	64 785	71 642 805	195	360	311 965	480	700	302 140	570	1 180	618 040	2 235	10 180	10 876 885
36 山 梨 県	14 060	70 470	76 380 485	120	320	156 840	360	500	200 840	770	1 950	1 990 780	2 465	10 295	9 505 800
37 山 梨 県	4 310	21 090	25 783 835	140	180	108 200	220	260	125 140	250	560	606 800	945	3 955	4 186 510
38 山 梨 県	8 700	38 225	46 787 575	100	260	115 140	140	160	58 640	240	950	811 430	1 255	4 485	4 951 715
39 高 知 県	7 910	37 075	52 770 215	250	500	395 150	140	140	115 020	180	630	596 210	1 135	3 960	4 459 570
40 福 岡 市	55 485	248 450	275 418 545	1 330	2 650	2 835 370	2 530	4 280	5 606 260	3 310	8 660	6 626 920	9 020	38 315	44 359 920
41 山 梨 県	6 810	36 130	37 872 560	20	20	6 900	90	160	279 440	300	2 060	1 932 160	970	4 830	4 484 990
42 長 崎 県	14 965	72 105	90 932 040	220	520	210 340	470	750	1 295 610	685	2 105	2 318 775	2 855	13 420	16 723 915
43 山 梨 県	7 395	37 215	44 293 425	100	140	77 160	160	440	250 280	190	1 280	1 364 830	990	5 490	6 952 220
44 大 分 県	11 485	57 055	69 765 775	100	220	113 360	235	360	422 395	390	1 430	1 831 170	1 520	7 125	11 167 480
45 山 梨 県	12 700	59 695	67 057 960	60	80	86 180	260	300	154 560	300	460	290 840	1 485	8 545	10 295 810
46 山 梨 県	15 630	88 890	104 075 825	190	360	389 980	390	870	444 160	640	2 030	1 966 950	2 390	12 395	15 731 325
47 山 梨 県	24 145	89 615	170 049 265	440	800	455 600	590	990	1 632 960	1 410	4 200	7 343 280	4 365	17 155	29 240 350

2表－2 一般 療件数・日数・決定点数、性・年 階（10 分）・入院－入院外・都道府県－指定都市－中 市別

2 2 2

(総 数)	総 数														
	総 数			0－5歳			6－14歳			15－34歳			35－54歳		
	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数
指定都市(別掲)															
51 市	60 210	186 145	266 134 790	2 010	3 300	2 145 200	3 030	4 720	4 079 350	5 350	11 175	12 342 625	12 120	32 290	42 124 590
52 台 市	13 250	43 635	57 542 130	520	840	437 580	520	840	1 065 700	620	940	685 940	2 450	8 240	13 095 050
53 さいたま 市	10 795	35 945	41 861 765	300	500	247 960	500	880	349 820	540	1 800	2 407 160	2 380	7 400	7 556 690
54 市	12 035	39 440	45 836 275	160	180	92 700	460	740	264 600	500	740	934 140	2 035	6 725	6 110 745
55 市	56 385	198 590	199 573 325	1 300	2 180	1 346 420	2 190	3 300	2 209 230	3 520	7 470	6 167 510	9 465	29 045	27 993 710
56 市	23 385	72 145	68 867 955	720	940	472 120	1 570	2 180	1 314 290	1 700	3 220	2 173 710	4 460	12 790	12 484 410
57 相 市	7 905	23 050	36 832 725	500	580	404 000	700	1 020	553 760	765	1 220	2 056 560	1 580	4 790	6 751 280
58 新 市	8 650	32 245	42 054 690	130	240	374 960	340	420	135 000	420	600	292 280	1 360	5 160	6 177 190
59 静 市	6 090	21 510	29 072 980	200	320	192 340	180	280	214 420	180	410	942 470	1 100	4 000	4 028 400
60 市	3 810	12 510	13 450 250	150	290	256 550	190	570	661 790	240	440	315 280	770	2 280	2 786 650
61 名 屋 市	33 280	135 200	195 302 545	640	1 410	1 215 450	940	1 740	862 080	1 680	3 720	4 372 140	5 795	24 810	30 313 560
62 都 市	40 710	125 200	122 032 215	1 860	2 700	1 333 960	3 500	4 820	3 535 270	4 300	5 980	3 913 700	8 105	21 220	20 804 695
63 大 阪 市	129 425	544 105	528 192 955	2 575	5 135	3 562 525	4 370	6 860	4 501 930	6 515	13 860	13 193 710	22 430	78 100	73 286 570
64 市	25 035	105 495	123 940 380	160	260	207 040	800	1 420	789 120	1 190	3 560	5 285 660	4 000	15 690	17 827 920
65 神 市	47 040	150 770	172 026 040	920	1 380	767 560	2 120	2 880	3 329 440	2 220	3 740	2 395 940	7 335	18 815	17 601 570
66 市	11 230	43 105	55 070 990	360	460	271 600	680	940	480 940	830	1 240	1 192 780	2 280	8 310	9 340 670
67 広 市	19 635	73 535	74 548 145	580	1 060	552 360	690	1 490	5 409 170	1 570	3 580	3 508 790	4 455	16 105	13 884 410
68 北 市	24 005	113 390	121 513 380	500	840	490 940	480	620	272 360	845	2 485	2 338 005	3 455	15 770	15 896 065
69 福 市	39 225	171 710	177 338 175	340	720	341 580	990	1 680	2 604 770	2 415	6 150	6 042 880	5 805	25 155	26 313 590
中 市(別掲)															
011 市	12 550	39 070	52 142 870	460	850	1 101 910	500	660	308 680	890	1 720	1 126 460	2 030	6 340	5 948 920
012 館 市	12 230	39 960	40 468 105	420	700	385 320	450	810	420 610	865	1 530	1 276 685	2 030	7 420	8 648 825
021 市	8 690	32 805	36 378 435	120	160	77 340	200	380	165 420	340	600	898 030	1 185	3 855	4 779 725
031 市	3 705	13 610	18 896 415	120	160	61 360	120	140	50 340	340	480	223 940	670	2 450	3 346 620
051 市	4 680	16 465	19 677 810	20	40	13 120	190	390	321 660	195	665	527 310	900	3 000	2 773 180
071 市	1 905	6 850	11 189 380	40	100	73 800	50	330	1 562 060	20	20	10 840	330	1 470	1 364 910
072 いわき 市	4 910	20 635	22 245 095	100	100	56 160	160	300	152 260	180	220	114 320	910	3 380	4 192 270
091 都 市	5 810	25 780	30 704 175	160	180	85 640	140	220	76 620	230	360	303 710	1 115	4 020	4 863 055
101 前 橋 市	3 085	12 535	19 915 310	40	40	26 580	130	570	1 278 910	120	200	112 160	600	2 790	4 309 360
111 越 市	3 035	11 605	13 893 935	40	40	34 340	100	140	127 660	150	530	646 940	650	1 910	3 676 430
121 橋 市	5 545	21 550	32 317 370	60	200	87 180	180	260	137 580	280	1 060	1 345 910	980	3 710	4 729 260
122 柏 市	2 580	11 720	15 163 640	40	40	69 500	100	100	50 760	160	260	154 080	430	1 760	1 857 540
141 市	4 225	14 920	17 707 095	0	0	0	130	210	355 660	140	180	90 440	740	3 160	4 289 240
161 市	1 345	7 075	10 198 920	0	0	0	0	0	0	30	330	355 930	160	820	927 160
171 金 市	2 925	15 365	17 534 915	20	20	9 800	60	60	44 500	80	80	67 100	320	1 660	1 527 900
201 長 市	1 400	5 090	7 309 950	0	0	0	20	20	8 060	50	190	427 710	220	860	792 940
211 市	5 530	22 395	25 454 020	140	240	185 900	120	200	186 980	150	530	576 840	655	3 860	4 468 395
231 橋 市	1 935	10 485	12 892 180	0	0	0	80	160	93 040	50	280	351 520	320	1 320	1 559 760
232 市	1 685	6 880	8 914 470	140	220	196 500	40	40	20 640	180	280	154 340	420	1 350	2 578 690
233 市	1 400	6 020	9 934 680	70	160	220 750	20	20	4 960	80	140	183 860	310	1 870	4 794 100
251 大 市	3 380	9 950	14 357 890	60	80	28 140	80	120	117 330	200	340	391 020	710	1 800	2 191 380
272 高 市	3 875	16 435	23 211 065	120	200	91 880	320	580	237 720	150	710	578 510	600	1 770	3 158 230
273 大阪 市	17 595	68 385	68 193 400	440	840	407 900	950	1 460	911 850	1 330	3 160	3 623 350	3 410	10 520	11 937 110
281 大 路 市	6 750	24 445	31 476 410	100	160	96 280	220	260	121 120	220	300	162 240	1 100	4 590	7 482 180
282 市	7 125	26 045	24 415 365	220	360	160 700	320	460	175 060	520	760	385 980	1 210	2 870	2 395 100
283 市	16 765	65 480	79 817 730	540	860	473 880	580	1 100	480 700	1 020	2 270	3 391 960	3 055	10 865	10 967 115
291 市	6 715	23 705	24 116 580	240	460	300 840	420	620	413 160	570	940	712 360	1 515	4 505	4 137 040
301 市	8 535	30 700	39 942 890	340	580	331 080	230	400	441 600	360	1 040	839 060	1 390	5 400	5 695 410
332 市	7 415	28 095	38 695 630	210	410	548 860	400	660	307 460	325	850	403 990	1 405	3 895	5 090 475
341 福 市	6 410	22 545	41 155 865	120	200	109 100	200	240	144 260	380	660	554 980	1 435	5 810	14 562 665
351 下 関 市	4 175	17 460	19 709 240	60	100	85 020	200	240	149 400	195	320	390 115	390	2 690	3 020 500
371 高 市	7 070	23 565	28 350 595	400	580	280 180	480	600	334 860	715	1 450	1 370 970	2 020	5 060	5 794 390
381 市	11 375	44 015	40 702 805	180	340	137 960	360	620	459 200	680	1 750	1 647 360	1 900	5 830	5 114 675
391 高 知 市	11 150	49 510	57 809 370	380	980	356 440	420	560	383 760	470	1 580	1 640 670	1 910	7 090	7 214 230
401 市	4 920	26 540	34 167 050	140	340	141 320	120	340	208 420	125	515	430 055	1 000	5 010	7 002 470
421 長 市	11 130	49 695	56 149 475	190	330	380 990	550	970	423 840	800	1 860	2 014 010	2 535	9 575	11 462 215
431 市	14 295	61 935	78 361 620	200	260	110 020	480	1 050	750 510	630	1 970	2 115 030	2 495	8 850	10 833 775
441 大 分 市	7 760	32 850	46 439 175	150	220	404 260	200	280	159 720	335	925	705 160	1 140	4 600	6 173 090
451 市	8 055	31 855	37 769 925	190	260	505 480	330	850	1 206 130	365	750	1 033 755	1 365	5 315	5 932 820
461 市	13 700	68 015	81 299 685	380	640	328 960	390	860	1 735 480	735	1 135	718 335	2 585	10 815	15 073 225

2表－2 一般 療件数・日数・決定点数、性・年 階（10 分）・入院－入院外・都道府県－指定都市－中 市別

2 2 3

(総 数)		総 数																	
		55-59歳			60-64歳			65-69歳			70-74歳			75歳以上			不		
		件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数
全 国	155 890	682 825	838 778 480	221 550	992 920		226 265	981 770		231 755	947 720		420 605	1 889 055		0	0	0	
01 北 海 道	6 050	22 750	28 263 185	7 720	33 705	44 109 460	7 425	35 430	45 821 430	8 245	32 780	42 489 960	17 130	78 075	109 612 180	0	0	0	
02	2 025	6 695	7 525 765	2 450	9 630	9 042 190	2 465	8 230	8 283 665	2 575	10 345	10 924 925	5 930	20 670	27 155 000	0	0	0	
03 手	640	4 520	4 829 010	1 055	4 345	5 141 720	760	4 060	6 139 240	730	3 860	4 756 790	2 540	7 495	7 416 235	0	0	0	
04	1 120	4 310	7 267 590	1 300	5 330	5 390 710	1 140	4 150	5 108 835	1 155	4 740	5 424 305	2 875	10 530	12 157 455	0	0	0	
05	670	2 400	3 307 730	840	4 210	5 123 600	830	3 900	4 016 030	1 090	3 790	5 043 920	2 960	10 080	10 699 890	0	0	0	
06	1 000	4 080	4 940 030	800	3 190	3 577 700	820	3 850	5 193 400	905	2 585	3 056 025	2 030	5 075	6 583 675	0	0	0	
07 福	1 155	4 475	5 598 335	1 340	6 430	7 769 500	1 275	6 165	5 853 580	1 380	5 040	5 516 040	3 060	11 360	14 624 210	0	0	0	
08	1 515	7 360	10 261 820	2 520	15 885	21 519 280	2 520	13 780	14 952 720	2 190	9 525	14 606 055	4 110	20 535	27 596 060	0	0	0	
09 木	920	6 340	11 852 110	1 455	8 365	10 920 975	1 500	7 220	8 676 330	1 400	5 690	7 625 410	2 370	9 755	13 146 380	0	0	0	
10 群	625	2 365	3 823 945	1 100	4 300	7 578 520	900	4 240	7 470 140	1 100	4 910	6 429 890	2 050	6 960	8 206 440	0	0	0	
11	3 350	16 505	22 513 400	5 315	26 150	34 114 000	6 825	28 975	38 507 770	5 775	21 980	29 556 090	8 715	38 670	47 741 480	0	0	0	
12	2 920	16 150	20 289 625	3 865	19 675	25 487 015	5 030	23 560	30 757 555	4 445	21 595	25 603 965	7 035	29 425	38 884 840	0	0	0	
13 都	18 940	79 475	107 494 830	27 535	116 730	152 632 495	30 315	130 605	159 204 930	30 765	122 695	147 824 610	52 180	227 135	295 757 520	0	0	0	
14 神	1 830	8 480	12 405 990	3 150	12 720	20 118 980	3 250	13 040	17 861 450	3 645	15 500	21 598 610	5 325	19 865	25 658 615	0	0	0	
15 新	1 070	4 650	8 513 770	740	3 900	6 458 920	800	4 170	6 111 240	660	2 210	2 316 520	2 165	6 755	8 455 440	0	0	0	
16	120	1 060	1 807 390	300	990	1 372 980	70	530	921 000	120	760	802 400	630	2 840	3 851 160	0	0	0	
17	150	1 250	2 225 420	355	2 005	3 102 210	400	1 700	1 609 210	320	1 010	1 755 620	835	3 370	4 336 875	0	0	0	
18 福	365	2 075	2 909 135	410	2 470	5 342 010	300	1 890	1 560 850	510	2 840	3 340 460	950	3 790	4 864 580	0	0	0	
19	510	2 710	5 479 290	650	4 350	4 966 380	740	3 250	3 718 210	620	2 670	3 059 020	1 045	4 675	7 140 915	0	0	0	
20 長	1 030	3 420	4 592 780	1 480	6 030	9 906 720	970	3 550	6 204 270	970	4 580	7 073 970	1 775	6 015	9 822 955	0	0	0	
21	510	2 350	3 110 090	700	3 460	3 570 280	470	2 520	3 778 800	620	2 490	4 983 190	1 980	6 595	8 436 470	0	0	0	
22 静	925	4 485	6 708 960	1 435	6 640	11 071 170	1 355	5 410	5 913 535	1 500	6 150	9 832 320	2 510	12 985	18 057 460	0	0	0	
23 知	1 330	5 800	6 778 890	2 010	11 700	16 788 485	2 340	11 130	15 522 155	2 295	11 500	16 775 205	3 055	13 395	17 220 235	0	0	0	
24	1 260	6 090	8 339 180	2 010	11 635	15 645 370	1 805	6 995	8 961 840	2 355	9 480	12 242 810	4 080	17 490	21 454 455	0	0	0	
25 重	700	2 000	2 075 630	1 110	5 410	7 464 800	990	5 140	5 961 790	1 330	5 640	8 954 090	1 840	9 330	13 502 370	0	0	0	
26 都 府	780	5 080	8 069 910	1 190	4 760	5 916 900	1 310	5 950	6 412 330	1 110	4 360	4 904 180	2 225	10 145	13 359 850	0	0	0	
27 大 阪 府	5 835	26 925	30 967 065	9 760	39 040	43 950 380	10 445	39 790	48 892 355	10 805	41 360	39 257 700	17 840	80 925	93 841 610	0	0	0	
28	1 700	8 480	11 584 060	2 660	14 480	17 105 780	2 860	12 695	13 437 740	2 055	8 550	13 837 990	4 285	19 485	26 159 245	0	0	0	
29	1 005	4 780	6 502 485	1 060	5 700	5 799 500	1 680	8 380	10 471 670	1 950	8 570	10 891 980	3 430	13 990	21 172 080	0	0	0	
30	1 040	4 790	6 329 620	965	3 155	3 297 185	940	4 210	5 586 530	1 210	4 680	7 281 440	2 795	12 625	13 833 160	0	0	0	
31 取	610	2 380	2 898 520	670	2 950	4 930 160	610	1 890	2 167 250	690	2 880	3 927 905	1 660	6 860	9 564 020	0	0	0	
32	490	1 250	1 447 540	710	2 810	3 199 910	525	1 895	2 491 580	390	820	1 078 670	1 355	6 730	9 691 025	0	0	0	
33	460	2 110	2 825 570	865	5 245	6 709 885	565	4 410	7 049 655	660	4 210	4 174 970	1 305	5 995	7 128 175	0	0	0	
34 広	1 150	6 260	7 664 810	1 675	9 060	9 347 040	1 585	9 805	11 337 765	1 300	6 320	7 530 890	2 160	14 425	13 722 725	0	0	0	
35	1 210	6 950	7 349 880	1 925	11 040	12 244 130	1 895	8 755	11 840 745	1 555	6 515	7 375 185	3 665	19 105	20 723 835	0	0	0	
36	1 415	8 250	7 979 945	1 930	10 295	12 316 545	1 915	8 460	7 869 245	1 990	12 930	15 249 530	3 095	17 470	21 110 960	0	0	0	
37	440	2 030	1 810 870	645	4 055	4 715 705	580	3 675	6 072 735	395	2 490	2 529 205	695	3 885	5 628 670	0	0	0	
38	1 115	6 260	6 921 495	1 315	6 505	7 270 680	1 045	3 525	3 734 285	855	3 915	4 729 070	2 635	12 165	18 195 120	0	0	0	
39 高 知	665	4 235	7 470 690	850	4 735	6 984 340	1 000	4 180	4 239 725	1 075	4 710	6 629 050	2 615	13 985	21 880 460	0	0	0	
40 福	4 770	22 890	24 884 020	7 125	38 535	42 636 960	6 685	30 765	34 529 930	6 595	31 595	35 811 565	14 120	70 760	78 127 600	0	0	0	
41	815	3 105	4 141 885	810	5 570	5 724 590	825	3 085	3 084 805	895	6 005	3 742 950	2 085	11 295	14 474 840	0	0	0	
42 長	1 560	8 310	10 088 420	1 670	7 615	11 160 265	1 510	7 490	10 147 160	1 780	10 535	12 783 425	4 215	21 360	26 204 130	0	0	0	
43 本	775	4 080	4 241 145	1 110	4 310	6 155 330	950	5 685	6 578 010	880	4 435	5 612 235	2 240	11 355	13 062 215	0	0	0	
44 大 分	640	2 185	3 948 840	1 500	6 735	6 597 255	1 450	7 810	10 085 090	1 340	6 800	6 719 485	4 310	24 390	28 880 700	0	0	0	
45	1 570	6 430	5 973 110	1 595	9 075	11 913 495	1 345	7 930	9 516 815	1 735	7 105	7 193 355	4 350	19 770	21 633 795	0	0	0	
46	1 555	9 595	10 551 105	1 880	12 480	14 288 960	1 835	11 810	12 611 535	1 785	11 155	11 754 085	4 965	28 195	36 337 725	0	0	0	
47	2 185	10 265	18 326 495	2 505	8 950	19 482 990	2 320	8 720	17 771 010	3 150	10 200	19 780 930	7 180	28 335	56 015 650	0	0	0	

2表-2 一般 療件数・日数・決定点数、性・年 階 (10 分)・入院－入院外・都道府県－指定都市－中 市別

2 2 4

(総 数)	総 数																	
	55－59歳			60－64歳			65－69歳			70－74歳			75歳以上			不		
	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数	件 数	日 数	決定点数
指定都市(別掲)																		
51 市	5 620	16 705	22 243 225	6 945	23 990	36 649 810	6 880	24 170	36 373 670	6 640	18 930	28 724 775	11 615	50 865	81 451 545	0	0	0
52 台 市	1 110	3 360	4 155 600	2 020	8 530	8 248 080	1 420	3 935	5 000 670	1 670	4 840	8 214 320	2 920	12 110	16 639 190	0	0	0
53 さいたま 市	1 250	3 450	5 395 530	1 400	5 150	5 549 220	1 250	5 890	6 396 080	1 445	5 495	7 679 955	1 730	5 380	6 279 350	0	0	0
54 市	1 265	4 460	6 797 490	1 570	6 575	9 491 275	2 045	6 575	6 597 565	1 590	5 735	6 486 140	2 410	7 710	9 061 620	0	0	0
55 市	4 805	21 805	24 069 305	6 850	30 355	32 599 550	7 325	31 210	30 792 380	7 925	29 480	29 597 140	13 005	43 745	44 798 080	0	0	0
56 市	2 030	7 330	6 594 430	2 715	12 380	11 234 875	2 635	11 710	13 069 395	3 060	8 670	8 041 680	4 495	12 925	13 483 045	0	0	0
57 相 市	600	1 570	3 631 290	690	2 720	3 372 470	890	2 900	3 172 800	1 070	3 200	6 954 210	1 110	5 050	9 936 355	0	0	0
58 新 市	1 050	3 610	4 744 100	1 290	5 800	7 323 600	915	4 065	4 867 310	1 100	3 590	6 354 920	2 045	8 760	11 785 330	0	0	0
59 静 市	460	1 120	1 853 640	740	3 110	6 147 710	620	2 230	3 873 660	890	3 480	3 761 410	1 720	6 560	8 058 930	0	0	0
60 市	510	1 790	2 261 380	530	2 140	1 899 790	410	1 570	1 917 870	335	860	698 550	675	2 570	2 652 390	0	0	0
61 名 屋 市	3 175	15 160	23 717 200	3 925	19 230	27 942 685	5 015	21 925	33 756 100	5 015	17 985	29 249 555	7 095	29 220	43 873 775	0	0	0
62 都 市	3 010	7 860	7 210 050	4 230	15 280	16 706 600	4 420	15 100	14 778 070	4 145	15 280	14 674 120	7 140	36 960	39 075 750	0	0	0
63 大 阪 市	11 105	50 485	44 058 475	18 185	79 760	70 193 615	19 575	83 155	80 881 610	17 925	87 575	90 421 460	26 745	139 175	148 093 060	0	0	0
64 市	1 640	5 310	6 318 730	2 700	12 170	14 580 760	3 360	15 450	16 295 500	4 350	16 200	19 077 150	6 835	35 435	43 558 500	0	0	0
65 神 市	3 355	9 365	11 736 330	5 450	15 210	13 295 400	6 135	18 825	19 759 475	7 200	24 000	30 066 620	12 305	56 555	73 073 705	0	0	0
66 市	1 010	3 800	4 063 020	1 350	6 625	7 891 185	1 155	4 795	7 273 705	1 320	5 615	7 610 420	2 245	11 320	16 946 670	0	0	0
67 広 市	2 185	12 205	10 951 940	2 955	10 195	10 159 545	2 065	8 280	10 741 615	1 965	8 160	7 179 475	3 170	12 460	12 160 840	0	0	0
68 北 市	1 880	10 710	11 454 610	2 280	12 475	12 958 935	2 820	13 160	14 497 890	3 280	15 640	17 913 295	8 465	41 690	45 691 280	0	0	0
69 福 市	2 900	18 610	18 976 760	4 320	23 535	23 263 505	4 740	22 790	24 573 980	6 080	24 570	24 145 385	11 635	48 500	51 075 725	0	0	0
中 市(別掲)																		
011 市	1 190	3 560	4 496 270	1 665	6 450	9 116 165	1 330	4 210	6 570 170	1 620	5 020	6 318 170	2 865	10 260	17 156 125	0	0	0
012 館 市	1 215	3 860	3 948 155	1 430	3 370	2 531 635	1 580	6 490	7 081 880	1 475	5 255	4 530 255	2 765	10 525	11 644 740	0	0	0
021 市	825	3 665	3 638 655	1 355	5 755	6 707 100	1 250	5 550	6 053 060	1 045	3 945	4 941 740	2 370	8 895	9 117 365	0	0	0
031 市	470	2 350	2 093 960	400	1 450	2 082 190	340	1 720	1 562 200	435	2 840	3 440 455	810	2 020	6 035 350	0	0	0
051 市	550	1 510	1 452 720	430	3 280	4 459 510	420	1 600	1 649 280	560	1 580	1 325 670	1 415	4 400	7 155 360	0	0	0
071 市	120	260	295 100	330	1 000	2 739 090	290	610	698 680	215	410	636 390	510	2 650	3 808 510	0	0	0
072 いわき 市	710	3 790	4 283 750	735	3 575	3 338 170	780	3 170	3 863 150	545	1 940	1 740 455	790	4 160	4 504 560	0	0	0
091 都 市	540	3 460	3 024 680	955	4 905	5 284 460	930	3 920	4 567 790	660	2 050	2 620 620	1 080	6 665	9 877 600	0	0	0
101 前 橋 市	600	1 970	2 846 360	300	1 460	2 616 930	280	1 170	3 463 970	355	815	1 007 100	660	3 520	4 253 940	0	0	0
111 越 市	370	960	1 483 050	330	2 240	2 453 720	470	1 690	1 522 780	300	1 590	1 544 150	625	2 505	2 404 865	0	0	0
121 市	420	1 940	2 671 890	580	2 230	2 990 300	680	3 030	5 425 280	910	3 060	4 664 920	1 455	6 060	10 265 050	0	0	0
122 柏 市	130	860	1 095 290	440	2 300	3 061 290	450	2 390	4 129 380	280	1 610	1 914 600	550	2 400	2 831 200	0	0	0
141 市	250	670	587 350	470	850	1 184 240	360	2 330	2 643 140	845	2 290	2 323 685	1 290	5 230	6 233 340	0	0	0
161 市	170	490	464 640	180	880	774 490	180	1 110	1 353 480	120	720	3 332 650	505	2 725	2 990 570	0	0	0
171 金 市	220	1 260	1 304 020	500	2 760	3 376 940	360	2 990	3 863 460	510	2 680	2 910 600	855	3 855	4 430 595	0	0	0
201 市	30	370	358 930	310	790	664 480	240	510	1 329 020	230	450	941 930	300	1 900	2 786 880	0	0	0
211 市	380	1 080	1 695 400	750	3 580	3 449 580	850	2 850	2 213 340	760	3 420	4 812 920	1 725	6 635	7 864 665	0	0	0
231 橋 市	120	1 020	1 559 240	390	1 800	1 881 000	300	1 970	2 281 690	275	1 305	1 658 100	400	2 630	3 507 830	0	0	0
232 市	140	1 070	1 269 570	135	1 680	1 985 700	150	360	654 560	220	720	373 200	260	1 160	1 681 270	0	0	0
233 市	150	580	310 790	160	1 500	1 965 750	180	360	213 420	90	340	608 030	340	1 050	1 633 020	0	0	0
251 大 市	260	880	1 374 650	420	1 070	2 668 740	320	970	1 928 480	370	1 160	1 035 850	960	3 530	4 622 300	0	0	0
272 高 市	210	1 030	1 419 280	480	1 970	2 128 340	420	2 220	2 836 380	730	3 210	3 035 970	845	4 745	9 724 755	0	0	0
273 大阪 市	1 290	5 050	4 242 310	2 120	10 310	9 521 090	2 130	11 500	11 191 370	2 475	9 525	9 736 780	3 450	16 020	16 621 640	0	0	0
281 路 市	810	3 470	4 804 920	755	3 160	3 598 445	1 035	4 195	4 792 035	1 060	2 720	2 600 100	1 450	5 590	7 809 090	0	0	0
282 市	410	1 530	1 816 720	780	3 580	3 282 650	1 170	3 670	3 272 880	1 000	4 580	3 250 260	1 495	8 235	9 676 015	0	0	0
283 市	1 200	5 530	7 323 910	2 065	7 185	8 367 595	2 240	10 610	13 197 380	2 385	8 610	11 037 240	3 680	18 450	24 577 950	0	0	0
291 市	390	2 120	2 296 800	870	2 910	2 911 580	970	4 660	4 815 980	560	3 340	4 226 510	1 180	4 150	4 302 310	0	0	0
301 市	550	2 220	3 095 380	1 070	3 160	2 696 590	1 060	4 000	5 612 720	1 290	5 050	7 426 420	2 245	8 850	13 804 630	0	0	0
332 市	625	2 645	4 210 795	1 330	5 010	8 124 230	840	3 450	5 173 630	805	2 510	3 605 680	1 475	8 665	11 230 510	0	0	0
341 福 市	480	2 950	5 254 080	1 025	3 075	3 461 230	850	1 940	3 456 560	795	2 640	8 420 895	1 125	5 030	5 192 095	0	0	0
351 下 関 市	410	1 280	1 574 170	520	2 470	4 134 300	630	2 030	1 537 350	585	3 025	2 876 575	1 185	5 305	5 941 810	0	0	0
371 高 市	640	2 320	2 738 470	775	4 470	5 2 59												

人間らしい労働と生活を求める連絡会議

(通称：生活底上げ会議)

1. 設立趣旨 [2008年4月16日設立]

今や3人に1人が非正規雇用というまでに不安定雇用が増大し、格差と貧困が急速に拡大しています。最後のセーフティネットである生活保護制度も、水際作戦や相次ぐ切り下げにより瀕死の状態にあります。本年は、1年先送りとなった生活保護基準の引き下げを何としても阻止するとともに、社会保障や福祉切り捨ての骨太方針（毎年2,200億円の予算削減）を撤回させるなど、広範な国民運動により反転攻勢の足がかりをつくらなくてはなりません。

このため、私たちは、人間としての尊厳が保障される生活保護制度への改善や、普通に働けば普通に暮らせる社会にするために、思いを共有する法曹界、市民団体、労働組合、労働者福祉団体、生協、研究者による緩やかなネットワークとして設立します。（設立趣意書より）

2. 代表世話人

宇都宮健児	反貧困ネットワーク代表、弁護士
尾藤 廣喜	生活保護問題対策全国会議代表幹事、弁護士
大塚 敏夫	労働者福祉中央協議会（中央労福協）事務局長

3. 事務局

湯浅 誠	反貧困ネットワーク事務局長
小久保哲郎	生活保護問題対策全国会議 事務局長 弁護士
猪股 正	〃 事務局長 弁護士
舟木 浩	〃 監事 弁護士
北村 祐司	中央労福協 事務局次長

4. 参加メンバー

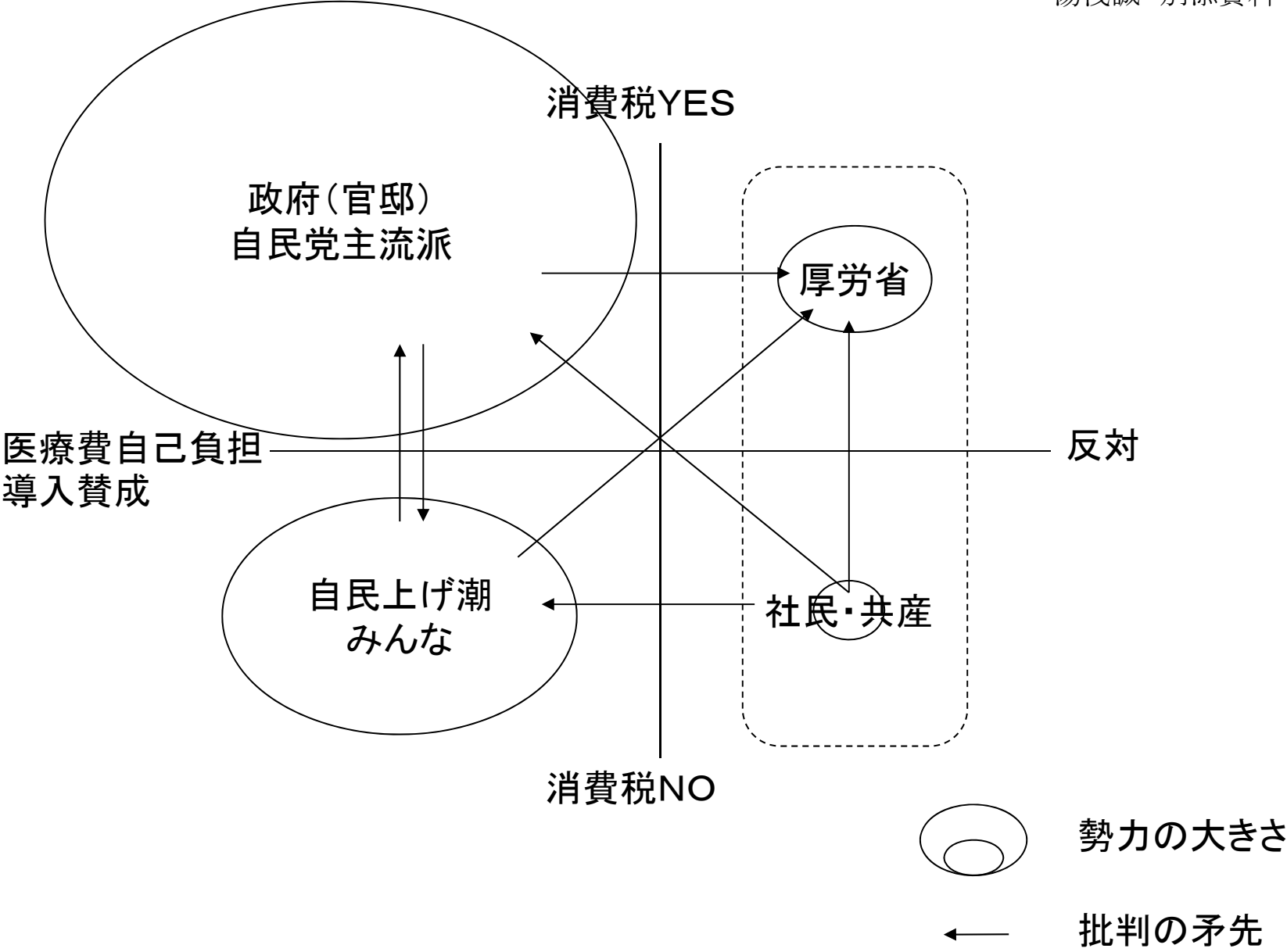
（団体参加）生活保護問題対策全国会議、中央労福協、全国青年司法書士協議会、
日本労働者協同組合連合会、パルシステム生活協同組合連合会、全労働省労働組合
（個人参加）弁護士、司法書士、研究者、NPO・市民団体、消費者団体など

5. 会の運営について

- ・ 緩やかな連絡調整の会議という位置づけ。行動等の意思決定は全体の合意を前提。
- ・ 1～2ヶ月に1回のペースで会議を開催する。（必要に応じて事務局・関係者の会議で詰める）

6. 現在の取り組み課題

1. 第2セーフティネット（住宅セーフティネット）の拡充・恒久制度化
2. 生活保護の水準確保、権利保障の観点からの制度改善
 - ・ 生活保護抑制の動き（国と自治体との協議、保護基準の見直し）への対応
 - ・ 生活保護費の国庫負担の増額、ケースワーカーの増員（カウンター越しの対立を超えて）
3. パーソナル・サポート・サービス、社会的包摂に関する政策の推進、取り組みの交流
4. 貧困ビジネスの根絶（無料低額宿泊所、追い出し屋への規制強化等）
5. 公契約基本法・公契約条例の制定を求める運動 ～ 啓発活動、市民団体への裾野の拡大
6. 反貧困キャンペーン活動や生活困窮者の支援活動に関する連携 など



消費税YES

行革路線

社会保障機能強化
＋財政再建

財政＝所得
再分配機能
維持・削減

小さすぎる政
府路線

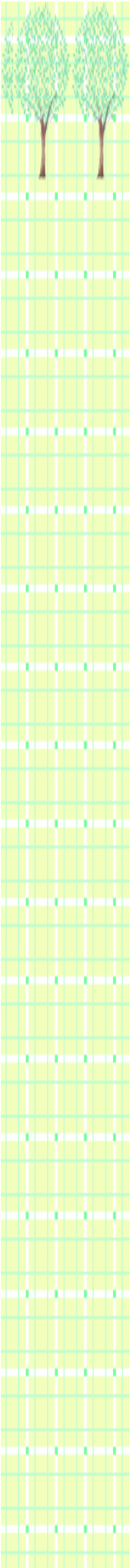
財政＝所得
再分配機能
強化

せめて小さ
い政府路線

新自由主義路線

社会保障機能強化
＋企業負担

消費税NO



本当にそれで解決するの？

生活保護の医療費(一部)自己負担問題を考える

2012年3月13日(火) 18:30~20:00 航空会館

発言者 鈴木隆一(オアシスの会・愛知県)

1 自分の病気について

僕は19才のとき初病しました。入院・退院は15回くらいです。ずっと同じ病院に通っているの、常連です。今、47才になり、躁うつ病と30年近く付き合っています。

僕は、最初の退院から、社会への接点は、働くことだと親に言われ続けていました。

しかし、薬は強く、働くことなどとても不可能だと思いました。

その頃は、もう30年くらい前ですが、まだ作業所やデイケアなどなく、退院しても家でごはんを3度食べ、寝るということしかできませんでした。

ある日、親に、『犬の散歩をしてきなさい』と言われ、3ヶ月ぶりに家から外へ出ました。最初は回りの人たちが怖くて、しょうがありませんでした。

そのうち、犬の散歩が、慣れてきたら、距離を遠くしていきました。

そのうち不思議と回りの人たちの視線も気にならなくなりました。その後、3ヶ月くらい同じ道を歩くと、近所の人たちにあいさつされるようになり、少しだけ恥ずかしかったです。

こうして社会との接点をもち始めたのです。

2 アルバイトを始めて

その後、アルバイトをしたのですが、最初は病気のことを隠して働き、薬が強いので記憶力が僕の頭にあるのかというほど物覚えが悪いので、『メモ魔』になりました。仕事のことは何を言われようが、『メモ・メモ・メモ』とバカにされますが、仕事を覚えたらこっちのもの。そのうち、バカにしていた人たちも含め、みんなと仲良くなりました。

入社3ヶ月くらい経つと、アルバイトですが、ほとんどのことはできました。軽作業限定ですが半年ぐらいて、正社員になりました。正社員になって1年が2年と続くと、また発病して、犬の散歩→アルバイト→正社員→発病と繰り返し、こうして11年の月日が流れました。

僕が35才のとき、やっと名古屋市で作業所が出来始め、僕も作業所に通所するようになり、今まで3ヶ所の作業所に通いました。現在でも1ヶ所に



籍があります。

作業所に行き始めると、友達ができ、恋も芽生えたりしました。でも、作業所に通って行くうちに今度は、『僕は社会に取り残されているのではないか?』と思い職を探しました。

今度のところは自分の病気のことをオープンにして働きました。しかし、時給400円という差別待遇でした。が、5年間我慢して働きました。自分では快挙です。

その次は、病気のことは隠して働いて5年間続けました。そこでも朝は、薬が強いため、頭が働かないので、昼から夜にかけて働きました。しかし、また1ヶ月くらい入院し、仕事も辞めました。

退院後、その会社から『再び来てくれ』と言われたので、しばらく、そこで働いていましたが、結局、状態が悪化し、入退院を繰り返して、今は生活保護をもらいながら、地域で1人暮らしをするのが精一杯です。

3 地域で暮らす：ヘルパーさんに支えられて

僕は、ヘルパーさんに来てもらっているので、少しそのことを話します。週3回、1回1時間半くらい。月水金に来てもらっています。食事、掃除、買い物、その他いろいろ助けてもらっています。

いつもヘルパーさんがチャイムを鳴らしたとき、僕は起きるので、ヘルパーさんは目覚まし時計代わりです。

最初の頃は、ヘルパーさんがみえる前に、起きて待っていたのですが、だんだんと慣れてきて、今ではヘルパーさんが来て打ち合わせをしたら、また寝るという毎日です。前はもっと会話があったのになあと思う今日この頃です。

最初の頃には、『歌手は誰が好き?』とか、『今日は何が食べたい?』とかその他いろいろな話題があったのですが、最近僕自身、疲れているせいか、打ち合わせも寝ぼけていて、今日ヘルパーさんが、何をしてくれたかということも、仕事から帰ってきて、ヘルパーノートを見て、『あ、そうだったんだあ』と思うことが多々あります。

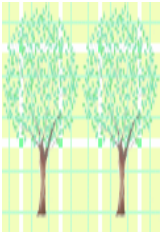
そんな僕でも、ヘルパーさんは、怒りもせず、言ったこと、話し合ったことをちゃんとやってくれます。僕はヘルパーさんが見える時間に、爆睡していることもありますなんか、夫婦の倦怠期みたいな感じです。

もし、僕がヘルパーさんだったら、『どうせ寝てるんだから手を抜いてやれ』と思うのですが、みなさんマジメで誠実な人ばかりなので、そういうことはないと思います。

そんな感じでヘルパーさんと接しています。

最初は洗濯物のパンツを洗って干してもらうことさえ、照れくさかったりしました。

あと、部屋のものを掃除してくれているときに、勝手に動かされるのがい



やでヘルパーさんにそのことを伝えました。また、あるヘルパーさんは、ずけずけクローゼット開けたり、寝ている僕にずっと話続けていたので、図々しい人だと思いました。そこで、市の窓口相談にいき、交代してもらいました。

一人暮らしをして初めて病気になり、入院前も後も、ヘルパーさんには何かと助けてもらいました。必要性を感じました。やはりひとりでは生きていけないんだなあとしみじみ思いました。

僕はなんとか仕事もしているし、こうして緊張しながらも、みなさんの前で話すこともできるようになりました。でも、ずっとできるわけではなく、調子が悪くなることもあるかも知れません。

また、外見からは、『鈴木さん、どこが病気なの?』と思われてしまいます。病気や障害が見えないから、なかなか理解しづらいかも知れません。

状態が悪くなると、コップひとつやお皿一枚を洗う気力さえもがなくなってしまうのです。仕事を続けていたとしても、ひとり暮らしを継続するには、自宅でヘルパーさんに助けてもらうことが大事です。「それは病気ではなくて、怠けでは?」といわれそうですが、これが僕の障害なのです。

4 一人暮らしはひとりではできない

「生活がうまくいかなくなって再入院させられたらどうしよう」という恐怖がいつも僕にあります。再入院したくないから、がんばって無理をして、入院するというパターンを僕も繰り返してきました。

でも、今はヘルパーさんが横にいても爆睡できるようになり、「わかってもらえる人たち」が増えたことは嬉しいことです。

同じ障害をもつ仲間に言いたいのは、この病気は自分も含めてですが、生活に対し臆病になってしまう特徴があると思うのです。僕もそうです。

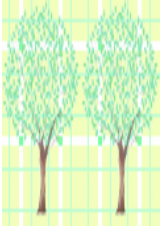
でもやってみなければわかりません。迷うなら挑戦してほしいと思います。今、苦しいこともあるけれど、僕も少しずつ殻を破っています。

1人暮らしはひとりではできないのです。たくさんの人によって支えられてこうして実現しているのだと思っています。

いま入院している何十万の仲間にも、地域での暮らしを味わってほしいのです。

ヘルパー制度でもグループホームでも、そして生活保護でも、使えるものは何でも利用して、親が元気なうちに冒険をしたらいいと思います。僕も、全国の同じ障害をもつ仲間も、ヘルパーさんたちの助けが必要です。ぜひ、ひとりひとりと話をしながら、いいヘルパーさんのような人が増えてほしいと思います。

5 最後に



僕はいま、地域で生活しています。ときどき、大学の講義で話をしたり、ヘルパーさんの研修会で体験を話しています。生活保護でゆるされるだけのお金以上は手元には残りませんが、講師の仕事は貴重です。僕でも役に立つ場所があることが実感できるからです。

でも生活保護は不思議な制度です。少し調子がよくて働こうかと思うと、「働くなら支給できない」「多くもらった講師料は返還して」と言われます。働く意欲を高めるのか、それとも「何にもするな」と意欲を下げられるのか、よくわからなくなることもあります。僕たち精神障害者は、状態に「波」があるので、その「波」にあわせて支給していただけたらもっといいのに、と思っています。わがままかも知れませんが。

いずれにしても、生活保護は僕にとっての命綱のようなものです。命綱を握りながら、この病気でも地域でなんとか生活できています。地域で暮らすと、悩むことも多いですが、そのつど、自分で考えここまで生きてきました。自分で自分の悩みを考えるというのは、皆さんには当たり前かもしれないけど、精神科病院に入院中だと、悩むのも限られたことだし、その悩みを自分で考えることもどんどんなくなっていきます。

入院しているときの悩みは、タバコをお金代わりに、いかに入院患者同士の物々交換を成立させるかとか、患者がたくさんいる病棟でけんかをしないよう静かにひっそり過ごすコツを考えることでした。普通の暮らしの悩みとは全く違うものです。

僕は病院の中で、高価な腕時計がタバコ数本に変わるのを見て「世の中とは全くちがう」とびっくりしました。その物々交換を、鍵のかかった病棟の中での自分の仕事にしましたが、今考えると病院の中に入院したままでいたら、人生は全く違うものになると思います。

僕は、何度も入退院を繰り返していますが、中には何十年も入ったままの人もあります。なぜ入院したままなの？と思う人が、あの病棟の中で上手に生きています。でもそれは本当に生きているのか？・・・あの人たちも、地域で暮らせる日がくるよう祈っています。そのときに、生活保護はなくてはならない大事なものです。

生活保護なしで生活できるのであればそれに越したことはありません。しかし、何より大事なのは再入院せず、暮らしていけるかです。お金の心配をしながらの毎日ではなく、自分も何かの役に立つことを実感しながら、いつか本当に働ける日が来ればいいと思います。

閉じ込めたままのあの病棟を日本中で変えてほしいです。そのためには生活保護が必要なのが現状です。生活保護が問題なのではなく、いま僕らが生きるためにそれしかないことが問題なのです。

病院は、しんどくなった僕が蘇生する場所であってほしいのです。医療も薬も必要です。でも、何よりも大事なものは、地域で暮らし続けることです。そのために生活保護があることを、偉い人にもわかってほしいと思っています。

以上です。